

目 次

はじめに 「あいち知的財産創造プラン」見直しの背景	・・・ 1
第1章 知的財産を取り巻く現状と課題	・・・ 2
1. 「あいち知的財産創造プラン」のこれまでの取り組みと課題	・・・ 2
（1）県の取り組みの実績等	・・・ 2
（2）産・学・行政の連携による取り組みの実績等	・・・ 11
（3）企業における取り組みの実績等	・・・ 13
（4）大学における取り組みの実績等	・・・ 18
（5）事業推進体制にかかる課題	・・・ 24
2. プラン策定以降の知的財産にかかる新たな動きと課題	・・・ 25
（1）国際化の一層の進展	・・・ 25
（2）知的財産管理領域の拡大	・・・ 27
（3）国の動き	・・・ 29
3. まとめ	・・・ 31
第2章 「あいち知的財産創造プラン」の見直しのポイント	・・・ 32
1. 愛知県の総合プラン等における「あいち知的財産創造プラン」の位置付け	・・・ 32
2. 「あいち知的財産創造プラン」の見直しのポイント	・・・ 34
（1）プランの基本方針	・・・ 34
（2）プランの見直しの方向性	・・・ 35
第3章 プラン実現に向けた主体別の取り組み方策	・・・ 37
（1）企業が主体的に取り組む方策	・・・ 37
（2）大学等が主体的に取り組む方策	・・・ 43
（3）産・学・行政が連携し取り組む方策	・・・ 47
（4）行政（県）が主体的に取り組む方策	・・・ 62
あいち知的財産創造プランの推進に向けて	・・・ 69
参考資料	・・・ 70
・ あいち知的財産創造プランの体系見直しにあたっての考え方	・・・ 71
・ あいち知的財産創造プラン（改訂版）の検討過程	・・・ 80
・ あいち知的財産創造プラン推進協議会開催要領	・・・ 81
・ あいち知的財産創造プラン推進協議会委員名簿	・・・ 83
・ 用語の説明	・・・ 84

ごあいさつ

製造品出荷額連続30年全国第1位に象徴されるように、本県はモノづくりを中心に、わが国経済の発展をリードしてきました。しかしながら、現在、中国やインドを始めとした新興国による追い上げ、原油を中心とした原材料価格の高騰などによる世界経済の不安定化、国内では少子高齢社会の進展による国内需要の減少など、様々な課題が出ております。

このような時期であるからこそ、製品やサービスの高度化・高付加価値化を進めることにより、産業の国際競争力を向上させ、愛知の活力を高めていくことが求められております。

そのためには、知的財産とそれを産み出す技術・技能を大切にする風土が広がり、「ものづくり」と「知恵づくり」が集積することにより、知的財産を活かした新規事業やベンチャー企業の創出が進む元気でたくましい地域づくりを進めていく必要があります。

県では平成16年3月に「あいち知的財産創造プラン」を策定し、様々な取り組みを進めてきましたが、「愛知の発明の日」の制定や少年少女発明クラブの増加など成果を上げる一方、模倣品被害の深刻化など新たな課題も生じています。

こうしたことから、これまでの取り組みに対する評価や新たな課題を踏まえ、目標年度の平成22年度に向けて、プランの中間見直しを実施することとし、「あいち知的財産創造プラン推進協議会」でご検討をいただいておりますが、このたび、「あいち知的財産創造プラン（改訂版）」として取りまとめることができました。

県としましては、このプランの実現に向け全力で取り組んでまいりますので、県民の皆様をはじめ、企業、大学、国、市町村、関係機関・団体の皆様のご協力を心からお願い申し上げます。

末尾ながら、あいち知的財産創造プラン推進協議会の委員をはじめ、プランの改訂にご協力をいただきました皆様に心からお礼申し上げます。

平成20年2月

愛知県知事

神田 直 樹



はじめに 「あいち知的財産創造プラン」見直しの背景

平成 16 年 3 月のプラン策定以来、「愛知の発明の日」の制定、特許審査に係る全国初の民間調査機関（テクノサーチ㈱）の設立、中小企業の海外特許出願に対する経済的支援の導入、少年少女発明クラブの設置促進、県試験研究機関が保有する特許の民間への移転促進など、各種の施策等に取り組んできた結果、一定の成果をあげつつある。

一方、企業の経営戦略において知的財産活用の重要性が高まる中で、中小企業については、大企業に比べ取り組みが遅れていることから、今後は、中小企業支援を一層強化していく必要がある。

また、プラン策定以来 3 年が経過する中、新たな課題として、企業の海外での事業展開が急速に進み、中国等での模倣品被害が大きな問題となっており、海外での権利保護や外国の知的財産制度の的確な把握が求められている。さらに、これまでは特許等産業財産権の取得を中心に中小企業支援を行ってきたが、最近では、ブランドや営業秘密（ノウハウ等）など産業財産権以外の知的財産についても、適切に保護することが企業経営にとって重要になってきている。

こうした課題に対処するとともに、企業の最新ニーズを踏まえた施策展開を行うために、今回、現行のプランの見直しを行い、知的財産立県としての基盤を強化していく。

第1章 知的財産を取り巻く現状と課題

1. 「あいち知的財産創造プラン」のこれまでの取り組みと課題

(1) 県の取り組みの実績等

ア 知的財産を大切に作る風土づくりの普及

(ア) 「愛知の発明の日」の制定とプラン推進PR事業の実施

「知的財産を大切に作る風土づくり・基盤づくり」を進めるため、平成16年度より8月1日を「愛知の発明の日」と定め、毎年シンポジウム等を開催。

「愛知の発明の日」の由来

この地域は日本の十大発明家の1人豊田佐吉翁が多くの発明を成し、それを基礎に産業が発展してきた場所です。

平成16年3月に策定された「あいち知的財産創造プラン」の3本柱の一つ「知的財産を大切に作る風土づくり・基盤づくり」を進めるため、愛知県では豊田佐吉翁が明治31年に最初の動力織機の特許を取得した8月1日を「愛知の発明の日」と定め、発明や知的財産について県民の皆様と共に考える日としています。

また、第1回愛知の発明の日に「知的財産尊重宣言」を制定し、企業を中心に賛同者の募集を推進。

知的財産尊重宣言

人間の知的活動の成果である特許や意匠、著作などの知的財産は、暮らしの質や文化を高め、産業を飛躍的に発展させるために不可欠なものです。

近年、経済社会のさらなる高度化が進展する中で、モノづくりを中心にわが国の発展をリードしてきたこの地域は、新たな知的財産を創造し、一層、経済社会の発展に大きな役割を果たしていくことが、強く求められています。

幸い、この地域は、古くからモノづくりに特徴があり、進取・革新の気風に富み、創意工夫を重んじる風土が形成される中で、日本を代表する発明家の豊田佐吉翁を先駆けとする先達により、多くの発明が育まれてきました。今も、モノづくりの気風が脈々と息づいており、少年少女発明クラブの活動も全国一盛んです。

私たちは、このような地域特性を踏まえ、「あいち知的財産創造プラン」の趣旨に沿い、知的財産の積極的な創造・保護・活用を図り、地域をあげて知的財産を大切に作る風土づくりに取り組んでまいります。

1 知的財産とそれを生み出す技術・技能・知恵を大切にするとともに、知的創造サイクルの実現をめざし、大学、企業、行政、関係団体、県民が主体的に次の取り組みを実施します。

大学の取り組み

知的財産の創造に力を注ぐとともに、その権利化・活用を通じて、社会貢献をめざします。また、知的財産を創造し、尊重する人材の育成に向け、中心的な役割を果たしま

す。

企業の取り組み

知的財産の創造・保護・活用に努めるとともに、知的財産を適切に経営戦略に活かし、高付加価値化や新分野展開を図ります。また、お互いの知的財産を十分尊重した経済活動を行います。

行政の取り組み

産・学・行政の連携を図りながら、知的財産に関する情報発信機能の整備・充実に努めます。また、自らの知的財産の創造と有効活用を図るとともに、知的財産を大切にす風土づくりを推進します。

関係団体の取り組み

知的財産を大切にす風土づくりに向け、産・学・行政と協働して貢献してまいります。

県民の取り組み

一人ひとりが、創意工夫にも意を用いるとともに、真正なモノやサービスの購入などを通して、知的財産を大切にす風土づくりに貢献します。

2. 豊田佐吉翁の特許にゆかりの8月1日を契機として、8月を愛知の明日を担う青少年が発明に親しみ、創造意欲やチャレンジ精神を育む推進月間とします。

(実績) 知的財産尊重宣言の実施、導入企業 233社(平成20年1月末現在)
(H22年度目標) 1,000社以上

(イ) 知的財産に関する相談機能の強化・充実

県知的所有権センター(刈谷市)において、アドバイザー(AD)が特許流通や特許検索相談等を実施。

(H18年度実績) 特許流通ADへの相談489件、情報活用支援ADへの相談910件

(H22年度目標) 1,600件

平成18年7月に「特許総合相談窓口」を設置し、相談機能を強化。

(H18年度実績) 相談件数104件、専門家による回答5件

特許総合相談窓口とは

特許に関する相談は、その内容に応じて様々な支援機関が受け付けています。例えば、自社の特許を利用してくれる企業を探している場合は愛知県知的所有権センターの**特許流通アドバイザー**が、特許電子図書館での特許の先行技術調査の仕方については、**同センターの特許情報活用支援アドバイザー**が相談に応じています。

また、特許を出願したいなど権利化については、発明協会愛知県支部や日本弁理士会東海支部が無料で相談に応じています。

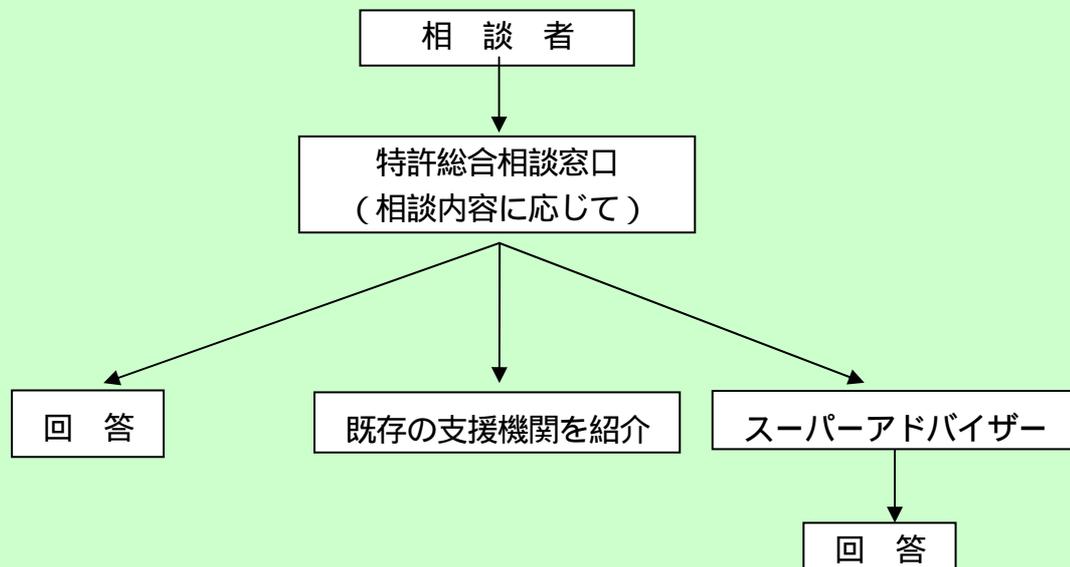
中小企業の皆様方など、特許について、これら既存の支援機関では該当しないような事案でお困りになっていることはありませんか？

また、どこに相談したらよいかわからないとお困りではありませんか？

このような場合、特許総合相談窓口にご相談ください。相談内容に応じて適切な支援機関を紹介します。また、相談内容が多岐にわたるとか、自己の技術を特許として出願すべきかどうかといった判断が難しい問題などのように、適切な支援機関がない案件について

は、専門的な知識を有するスーパーアドバイザーが無料で相談に応じます。
相談の対象者は、愛知県内の企業、愛知県内に在住の個人となります

相談の流れ



イ 知的財産を活用したたくましい中小企業づくり

(ア) 中小企業の海外特許出願に対する財政支援

平成 16 年度より県内中小企業が海外へ特許出願する場合にその出願に要する費用の一部を助成（3ヶ年で 16 社に補助）。

（実績） H15 年度調査 4.4 件 / 社・年 H18 年度調査 10.3 件 / 社・年
（H22 年度目標）中小企業の海外出願件数を、プラン策定前の 3 割増

(イ) 知的財産活用成功企業づくりモデル事業の実施

優れた特許を活用して製品化・事業化を目指す中小企業をモデル企業として 3 社選定し、事業化までの一連のプロセスの各段階で、市場調査、試作品開発、販路開拓など総合的にハンズオン支援を行い、中小企業における知的財産活用の成功事例を作る事業を平成 16 年度から 18 年度までの 3 年間にわたり実施し、3 社とも新製品の販売に至った。

(ウ) 「あいち知的財産人材サポーター」の設立支援と活用の促進

知的財産や技術開発に関して豊富な経験を持つ大企業等の OB 人材を組織化し、中小企業からの依頼に応じマッチングを行う事業を平成 18 年 11 月に開始。

（実績） 平成 19 年 11 月現在で、サポーター登録者数 29 名
（H22 年度目標）人材サポーターの登録者数 100 人以上
人材サポーターからの中小企業等支援 100 社以上

あいち知的財産人材サポーター事業とは

知的財産や技術開発等に関して豊富な経験を持つ大企業OB等のOB人材を「あいち知的財産人材サポーター」(以下「サポーター」という。)として組織化し、中小企業からの依頼に応じ、中小企業の知的財産活動や技術開発等に対してアドバイス等を行うものです。



(エ) 中小企業関係団体と連携した知的財産啓発活動の展開

セミナー等の開催にあたり、商工会議所等と連携し、セミナー等のPRを実施。愛知県商工会議所連合会の研修会で、特許総合相談窓口と知的財産人材サポーターについて説明を実施。

【課題】

中小企業は人材やノウハウが不足し、知的財産の活用や管理等について自社では対応が難しい。また、知的財産を活用して成功を収めるには、技術やデザイン、金融など様々な分野からの総合的な支援対策が必要。

知的財産に取り組む中小企業は着実に増加したものの、大企業との格差は依然大きく、また、体系的・戦略的に知的財産活動を行う中小企業は少数である。

中小企業と大企業とでは抱える問題の質に違いがあり、中小企業の実情に合わせた知的財産戦略が必要である。

本県における知的財産活動の現状 ～県アンケートより(平成19年5月実施)～

調査対象：県内企業 1000 社 回答企業：261 社(うち中小企業 83.5%、大企業 16.5%)

知的財産に取り組む中小企業は着実に増加したものの、大企業との格差は依然大きい

4年前のあいち知的財産創造プラン策定前の調査と比べて、「知的財産をこれまでに保有・出願したことがある」という企業の増加(従業員数300人未満の企業：34.7% 58.7%)(図1-1-1)や、海外特許出願件数の増加(従業員300人未満の企業：4.4件 10.3件)(図1-1-3)など、中小企業においても知的財産に対する取り組みが進んでいることが窺える。

しかし、従業員300人未満の企業の特許出願件数(国内22.7件、海外10.3件)は、

従業員 300 人以上の企業の特許出願件数（国内 310.7 件、海外 267.3 件）に比べ遙かに少なく、依然として大企業と中小企業の格差は大きい（図 1 - 1 - 2、図 1 - 1 - 3）

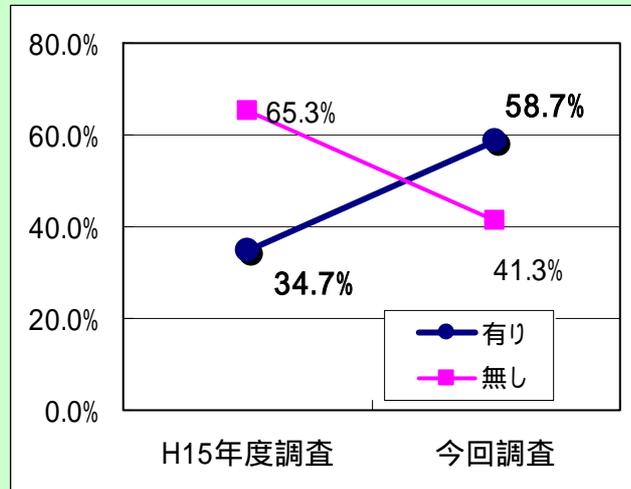


図 1 - 1 - 1 従業員 300 人未満の企業における知的財産の保有・出願経験

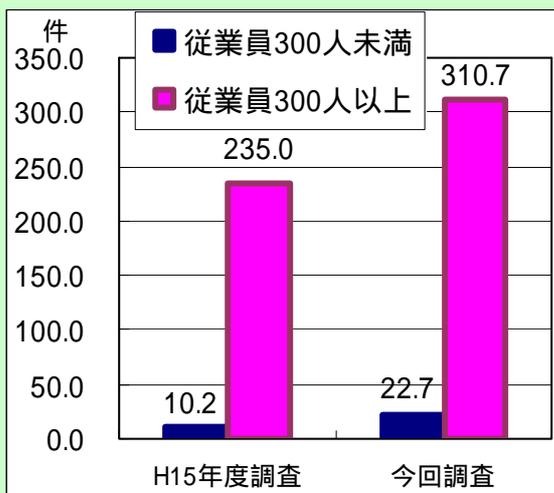


図 1 - 1 - 2 特許平均出願件数

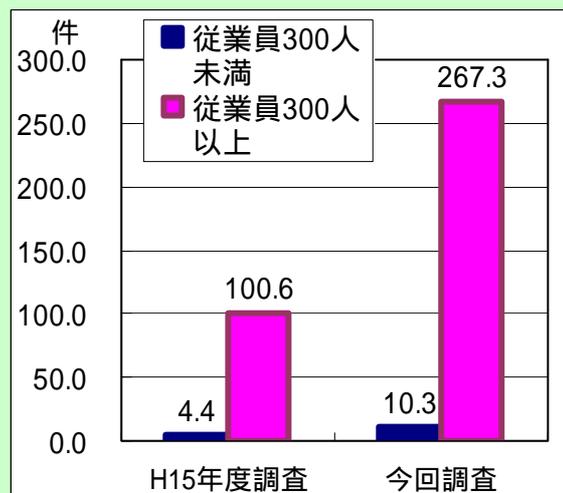


図 1 - 1 - 3 海外特許平均出願件数

体系的・戦略的に知的財産活動を行う中小企業は少数

次に、「知的財産戦略」の保有状況を見ると、大企業が 66.7% に対して、中小企業は 24.4% にとどまっており、研究開発戦略や販売戦略などに比べて大企業との差が大きい（図 1 - 1 - 4）。また、「研究の結果生じた特許等知的財産に関して、どのように取り扱うかといった、指針やガイドライン等」の整備状況（中小企業 23.0%、大企業 75.6%）（図 1 - 1 - 5）も同様であり、中小企業では、体系的・戦略的に知的財産活動を行っている企業は、未だ少数である。

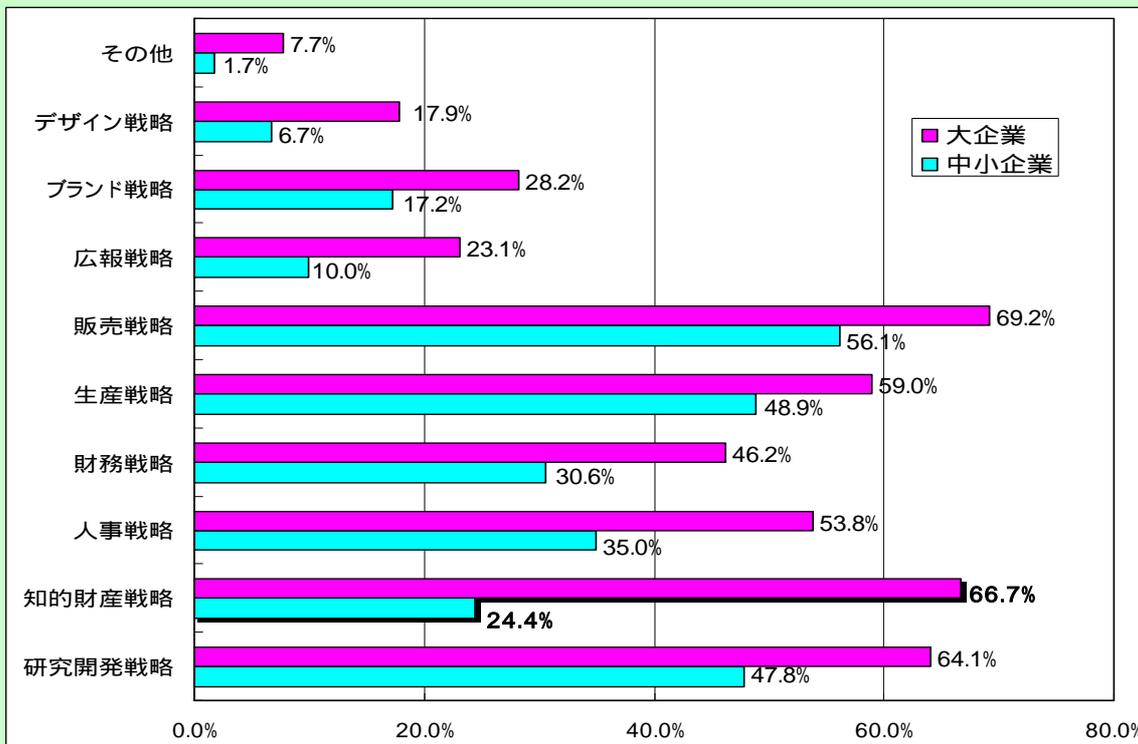


図1 - 1 - 4 会社に存在する戦略の種類

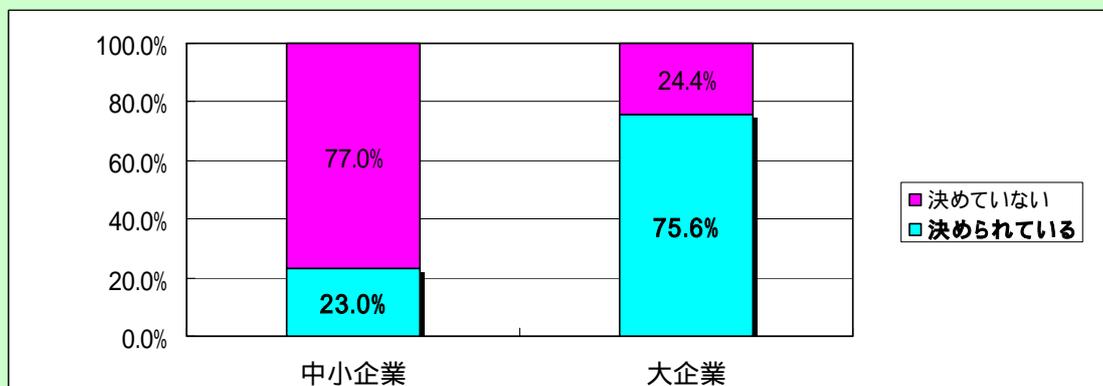


図1 - 1 - 5 研究の結果生じた特許等知的財産に関して、どのように取り扱うかといった、指針やガイドライン等の整備状況

知的財産戦略があっても、中小企業と大企業とでは抱える問題の質に違い

次に第三者等、外部機関への知的財産に関する相談内容について、知的財産戦略のある中小企業と大企業を比べると、中小企業では「出願方法など権利化するための方法等」(50.0%)や「海外での権利化」(33.3%)など、比較的基本的な相談が多いのに対し、大企業では「他者からの権利侵害」(88.5%)や「他者からの権利侵害警告」(73.1%)など、比較的高度な内容の相談が多く、中小企業と大企業とで、抱える問題点の違いが際だっている(図1 - 1 - 6)。

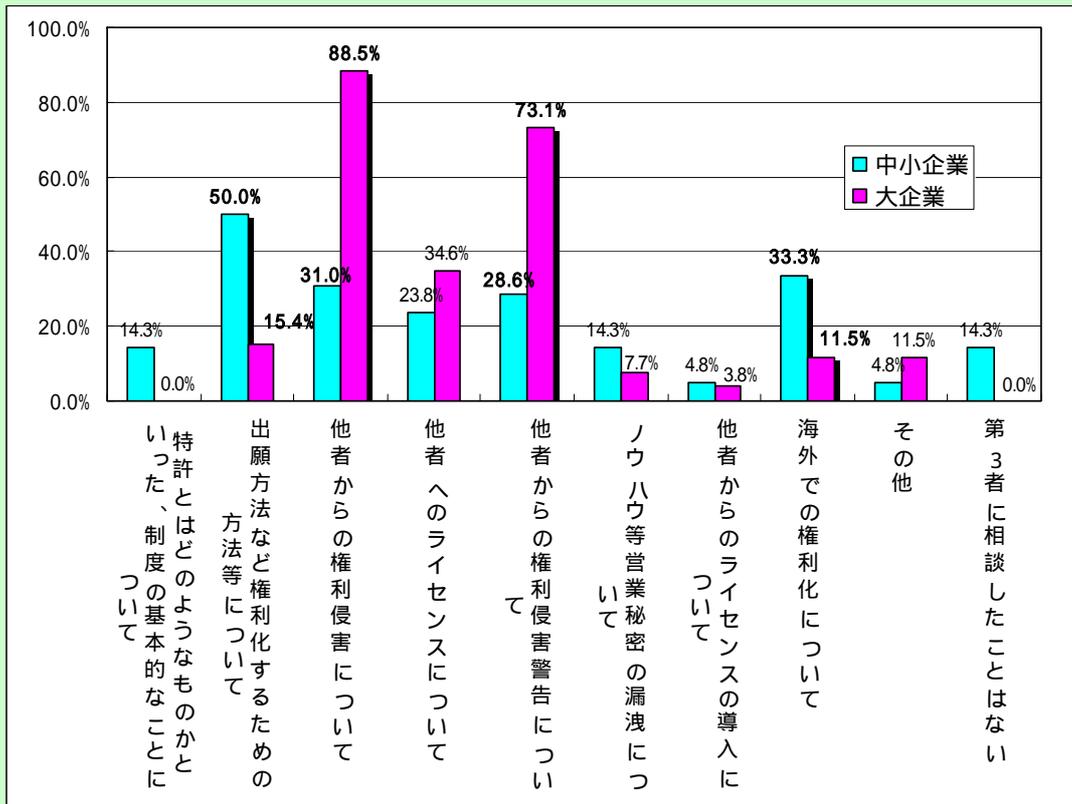


図 1 - 1 - 6 知的財産戦略がある企業の、第三者等、外部機関への知的財産に関する相談内容

中小企業と大企業で知的財産管理組織に関き

加えて、知的財産保有・出願経験がある企業のうち、兼務を含めて担当者がいない中小企業が、49.6%（大企業 7.3%）（図 1 - 1 - 7）あり、仮に知的財産担当者がいたとしてもその人数は 2.2 人（大企業は 11.2 人）（図 1 - 1 - 8）と、中小企業では知的財産管理組織が、十分ではない。

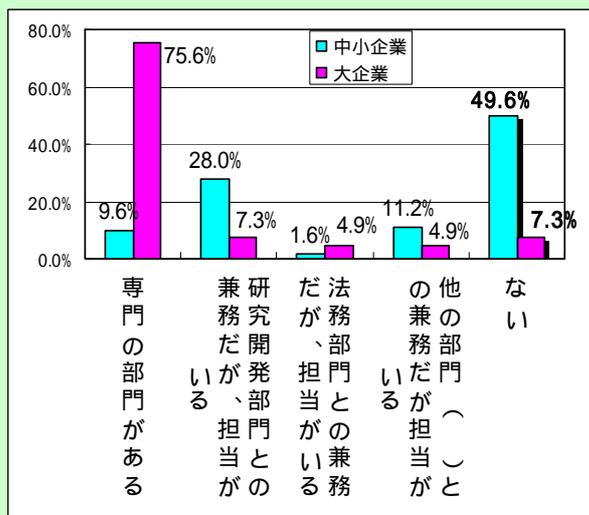


図 1 - 1 - 7 知的財産を保有・出願したことがある企業の、知的財産管理組織の整備状況

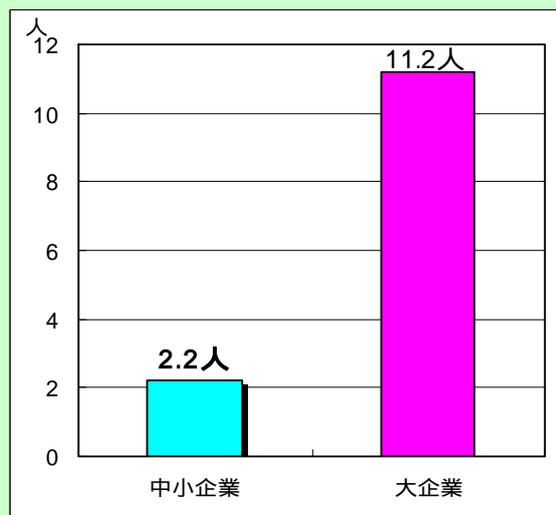


図 1 - 1 - 8 知的財産担当者数

ウ 知的財産立県を担う人材づくり

(ア) 知的財産に関する情報発信機能の強化

先行技術調査機関であるテクノサーチ株式会社の設立2周年を記念し、シンポジウムを開催。

中部知的財産戦略本部（中部経済産業局）によるHPが開設

中部経済産業局管内（愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県）の知的財産施策情報の集約化（施策情報の検索が可能に）。

(イ) 知的財産関係団体との連携による人材の育成支援

市町村単位での知的財産の啓発

弁理士会東海支部、地元市町村と連携して、休日パテントセミナーを開催。

（実績）刈谷市（H16年度）、豊田市（H17年度）、岡崎市（H18年度）で開催。

(ウ) 少年少女発明クラブなど地域における若年向け啓発活動の推進

発明協会愛知県支部と連携して、少年少女発明クラブの設置を支援。

（プラン策定前） 6ヶ所

（H19年7月現在）17ヶ所 全国1位のクラブ数となった。

（H22年度目標） 県全域がカバーできる少年少女発明クラブの設置

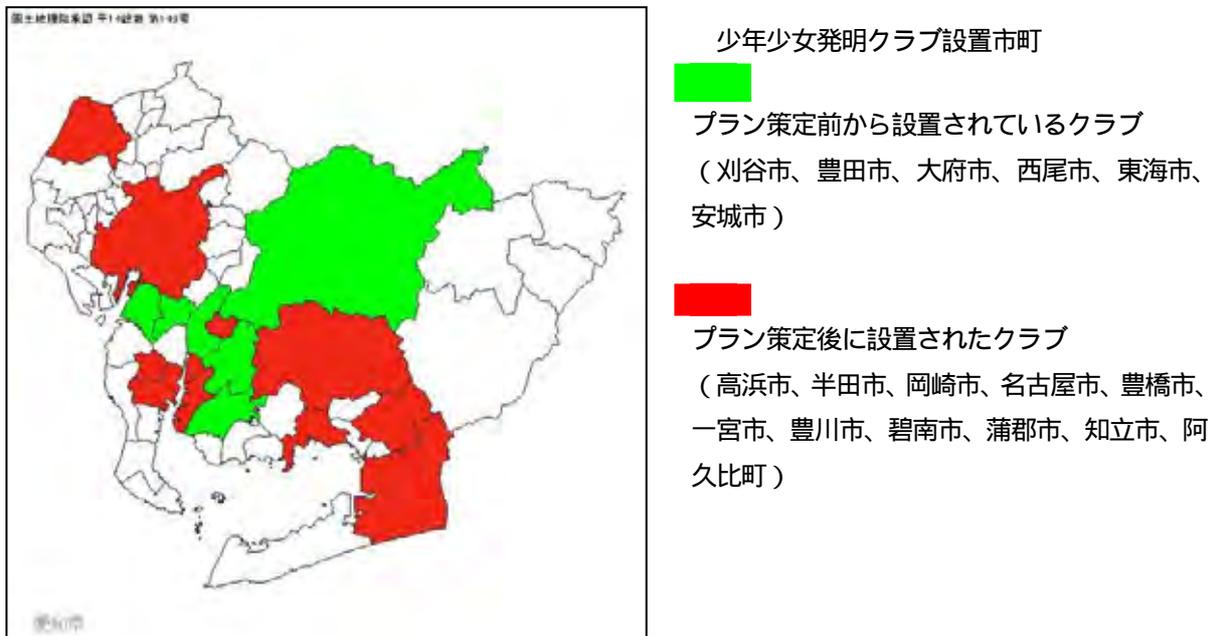


図1 - 1 - 9 県内の少年少女発明クラブ設置状況

(エ) 教育における知的財産教育の取り込み

「産業財産権標準テキスト」を活用した知的財産教育の実施

- ・特許庁（平成19年からは（独）工業所有権情報・研修館へ業務移管）の実験協力校事業へ県内の高校・高等専門学校が参加

(H16年度から19年度の参加校)

工業高校4校、商業高校4校、農業高校2校、高等専門学校1校

エ 県の知的財産創出・活用の促進

(ア) 知的財産に関する県職員の意識改革の推進

県研究機関職員及び一般職員を対象に知的財産ノウハウ研修等を実施し、平成16年度から18年度までの3年間で、延べ836名が受講。

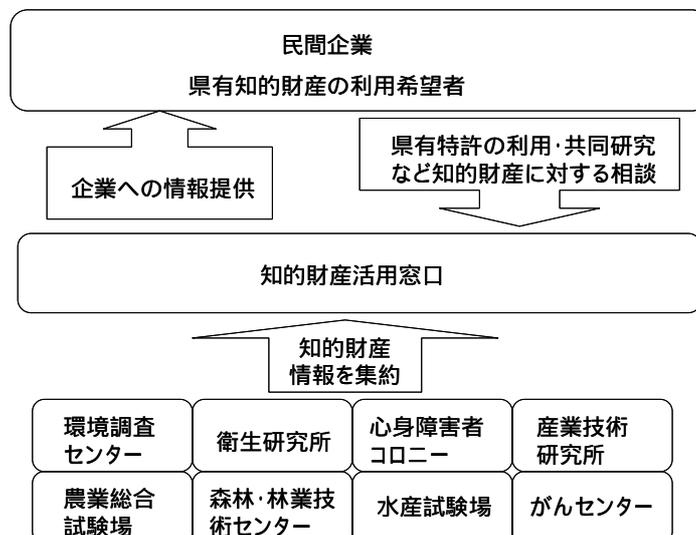
(イ) 知的財産関係指針の策定による県の知的財産の創造・活用の促進

平成16年度に愛知県試験研究機関の知的財産戦略推進方針を策定し、その中で共同研究等取扱指針、知的財産出願等取扱指針、研究成果物取扱指針を策定。

	H15年度	H18年度
県有特許権出願件数	18件	31件(1.7倍)
県有特許保有件数(含出願中)	102件	162件(1.6倍)
実施契約件数	28件	57件(2.0倍)
実施契約累計件数	28件	68件(2.4倍)
実施料収入	920千円	2,943千円(3.2倍)
県有実用新案権出願件数	0件	0件(-)
実施契約件数	1件	0件(-)
実施料収入	235千円	99千円(0.4倍)
県有育成者権出願件数	27件	34件(1.3倍)
実施契約件数	50件	59件(1.2倍)
実施料収入	5,170千円	5,549千円(1.1倍)

(ウ) 県の知的財産窓口の一本化

平成16年度に、産業労働部産業技術課(現:新産業課)知的財産グループに知的財産に関する一元化窓口を設置。



(2) 産・学・行政の連携による取り組みの実績等

ア 風土づくりを進める社会基盤(人材・情報・資金)の整備

(ア) 知的財産立県を担う幅広い知的財産教育の推進

国(特許庁、中部経済産業局等) 発明協会愛知県支部、日本弁理士会東海支部、県、名古屋市等が各種セミナー等を実施。(H18年度実績)

- ・国 …… 専門家養成セミナー、大学等研究者向けセミナー等
- ・発明協会 …… 知的財産権シリーズ講習会、知的財産保護活用セミナー等
- ・弁理士会 …… 小中高等学校への出前授業、休日パテントセミナー等
- ・県 …… 休日パテントセミナーin 岡崎、地域団体商標制度説明会等
- ・名古屋市 …… 知的財産担当者養成講座講習会

(イ) 特許審査に係る先行技術調査機関の整備による地域知財力の強化

(H16年度)

- ・平成16年10月 新会社(テクノサーチ株式会社)の設立登記を申請
- ・平成17年3月 特許庁に登録調査機関として登録

(H17年度)

- ・平成17年4月 会社業務運営開始
- ・3区分(動力機械、運輸、一般機械)の先行技術調査を実施(年間約3,000件)

(H18年度)

・先行技術調査実施件数を倍増(約3000件 約5900件)、サーチの増強(55人 68人)
愛知県として、本プランに従って先行技術調査(出願された特許について、既に同じ発明がされていないかどうかを調べる)機能の整備を産業界と連携して特許庁に要望していた(平成15年秋)ところ、国において先行技術調査機関の法定登録制度の検討が進められる中で、同制度を活用した形で先行技術調査機関を地元で整備してはどうかという機運が生じてきた。これを受けて、中部経済産業局が中心となって「先行技術調査機能の整備に係る連絡会議」を設け、行政と産業界が一体となって検討した結果、全国初の民間先行技術調査会社としてテクノサーチ株式会社の設立に至ったものである。

(ウ) 産・学・行政の知的財産情報のネットワーク化、情報発信の強化

(H16~18年度の実績)

- ・「愛知県内知的財産支援機関のご案内」の作成(県)
- ・知的財産関係5機関連絡会議における情報交換
- ・中部知的財産戦略本部HPによる、各種セミナーやイベント等の情報集約化の実現

(エ) 知的財産の創造・保護・活用を促進する知的財産ファンドの整備

現時点では、この地域での取り組みは少ない。

(課題)

- ・この地域での普及を図るため、金融機関と連携した取り組みが必要。

イ 共同研究の推進による知的財産創造の強化

(ア) 共同研究開発事業による知的財産創造の推進

公募型共同研究開発事業

(プラン策定前) 23件 (H18年度実績) 39件へ大幅増加

(イ) バイオ分野における共同研究・事業化の推進

東海バイオものづくり創生プロジェクトの実施

あいち健康長寿産業クラスター形成事業の実施

(ウ) ナノテクノロジーにおける共同研究・事業化の推進

知的クラスター創成事業の実施

(H15年度～18年度実績) ベンチャー企業4社、特許出願198件

地域新生コンソーシアム事業の実施

(エ) バイオ、医療、ナノテクノロジー関連の先端計測分析技術・装置開発の推進

特許の分野別上位出願人(2005年公開)で、「18 バイオ、ビール、酒類、糖工業」分野で、トヨタ自動車株式会社(豊田市)が12位に、「19 遺伝子工学」分野でミツカングループ本社(半田市)が4位にランクイン。

(オ) コンテンツ制作の人材の集まるビジネス環境づくり

ジャパン・デジタル・アニメーション・フェスティバルの開催(H17年度)

地域デジタルアーカイブ全国フォーラムの開催(H17年度)

ウ 特許等知的財産の流通・移転の促進

(ア) 知的財産の事業化に向けた試作機能の整備による技術移転の強化

大学等においてインキュベーション施設の整備の進展

H14	名古屋大学ベンチャー育成施設(1,000 m ²)
H16	名古屋工業大学インキュベーション施設(1,100 m ²)
H16	豊橋技術科学大学インキュベーション施設(1,000 m ²)
H16	インキュベート・オフィス・康生〔岡崎市〕(1,200 m ²)
H16	サイエンス交流プラザ〔名古屋市〕(2,100 m ²)
H17	名古屋医工連携インキュベータ(3200 m ²)

(イ) 未利用(潜在的利用可能性のある)特許の流通促進

知的所有権センターの特許流通アドバイザーによる流通業務推進

(H18年度実績) 企業への指導・相談件数489件、成約件数31件

(ウ) 流通やコンサルティング等の知的財産ビジネスの振興、活用

16年度にニーズ調査を実施したが、当面は難しいという結果

エ 国や他地域との連携

(ア) 国内外のネットワークによる共同研究や人材・資金の集積の強化

(H16年度から18年度までの実績)

- ・東海地域クラスターフォーラムの開催
- ・愛知万博の開催に合わせて、第53回全国発明振興会議を誘致、開催

(イ) 知的財産に関する国への提案・要望活動の実施

国の概算予算要求に向けてと、予算編成に向けての年2回、要望活動を実施

(H16年度から19年度までの要望内容)

- ・中小企業の海外特許出願に対する経済的支援の導入
- ・知的財産に関する人的支援の充実
- ・中小企業の特許等の減免対象の実質的な拡大
- ・特許流通アドバイザーの派遣要件の緩和

(3) 企業における取り組みの実績等

アンケートに回答があった企業を中心に17社(大企業6社、中小企業11社)について、平成19年9月から10月にヒアリング調査を実施した。

以下では、アンケート結果とヒアリング結果を中心に記載する。

技術経営・知的財産経営の状況

- ・県内企業の特許出願件数は順調に増加している(2002年：全国4位 2006年：3位)が、大部分は大企業によるものである。

表1-1-1 特許出願件数等の推移

年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
出願件数(愛知県)	25,505	26,738	27,373	28,119	28,933
出願件数(全国)	369,458	362,711	368,416	367,960	347,060
全国シェア(順位)	6.9%(4位)	7.4%(3位)	7.4%(3位)	7.6%(3位)	8.3%(3位)

表 1 - 1 - 2 愛知県内における特許出願上位 15 社（筆頭出願人以外の場合も含む）

順位	2002 年		2005 年	
	出願人	件数	出願人	件数
1	トヨタ自動車(株)	4,275	トヨタ自動車(株)	8,024
2	(株)デンソー	3,827	(株)デンソー	4,002
3	ブラザー工業(株)	790	ブラザー工業(株)	1,604
4	アイシン精機(株)	739	アイシン精機(株)	834
5	(株)豊田中央研究所	500	(株)豊田自動織機	549
6	(株)豊田自動織機	486	豊田合成(株)	542
7	(株)三洋物産	477	日本特殊陶業(株)	426
8	日本碍子(株)	469	(株)豊田中央研究所	410
9	日本特殊陶業(株)	467	アイシン・エイ・ダブリュ(株)	379
10	豊田合成(株)	407	(株)東海理化電機製作所	365
11	豊田工機(株)	402	(株)三洋物産	324
12	東海ゴム工業(株)	339	東海ゴム工業(株)	322
13	(株)東海理化電機製作所	331	日本碍子(株)	304
14	ホシザキ電機(株)	321	(株)INAX	285
15	大同特殊鋼(株)	304	リンナイ(株)	250
	上位 15 社計	14,134	上位 15 社計	18,620

表 1 - 1 - 3 愛知ブランド企業（大企業・県外企業を除く）150 社の特許出願件数
（筆頭出願人以外の場合も含む）

2002 年（筆頭出願人以外の場合も含む。）	2005 年（筆頭出願人以外の場合も含む。）
367 件	421 件

知的財産を活用した企業発ベンチャーの状況

- ・ 社内ベンチャーとして事業展開を図り、成功すれば子会社化や事業部門に格上げするということはあるが、初めからベンチャーとして取り組むという動きは把握できなかった。

未利用（潜在的価値のある）特許の活用状況

- ・ （独）工業所有権情報・研修館の調べによると、中小企業や T L O からの未利用特許（公開特許）の移転は進んでいるが、大企業からの移転はあまり進んでいない（表 1 - 1 - 4 ）。

表1-1-4 特許流通促進事業における、ライセンサー（特許提供者）とライセンシー（特許導入者）の対応関係（平成9年度～平成18年12月末までの累積）

累積		ライセンサー					
		大企業	中小企業	国公試	TLO	組合等	個人
ライ セ ン シ ー	大企業	31	349	114	1,529	8	64
	中小企業	245	2,382	513	2,323	35	745
	国公試	2	49	6	29	1	7
	TLO	5	10	2	1	0	2
	組合等	3	57	21	26	1	14
	個人	9	85	13	26	1	64

((独)工業所有権情報・研修館のHPより)

表1-1-5 特許流通促進事業による経済的インパクト
(=売上高+開発・投資額+(新規雇用×400万円)の累計+ライセンス収入)

年	1997～2002年	1997～2003年	1997～2004年	1997～2005年
愛知県	6億円	26億円	35億円	41億円
全国	462億円	1,175億円	1,578億円	2,045億円
全国シェア (順位)	1.3% (16位)	2.2% (7位)	2.2% (7位)	2.0% (10位)

((独)工業所有権情報・研修館のHPより)

- 平成19年5月に県が実施したアンケートによると、中小企業の67.8%、大企業の94.4%で未利用特許有りと回答し、未利用特許をライセンスしない理由として、大企業の7割が「ライセンスしたいが、申込みがないから」と回答。

表1-1-6 未利用特許を他社にライセンスしない理由

	中小	大
1. とりあえず権利化したものであり、まだ使い道が決まっていないから	32.8%	12.1%
2. 商品開発の途中だから	26.2%	30.3%
3. 他社による代替技術を防ぐために保有しているから	42.6%	45.5%
4. ライセンスをしたいが、申込みがないから	41.0%	69.7%
5. ライセンスの申込みはあったが、条件面で折り合わなかったから	0.0%	3.0%
6. その他	4.9%	3.0%
回答企業数	61社	33社

- 多くの企業が未利用特許(公開特許)については、「申込みがあればライセンスするが、積極的な売り込みは行っていない」等、来るものは拒まずの状況であるが、「未利用特許(公開特許)を積極的にライセンスして稼いでいる」という企業は把握できなかった。
- 分野が異なれば、ライセンスを受けるだけでは特許を活用できないというのが現状である。
- 未利用特許(公開特許)の活用を進めるには、ライセンサーからライセンシーへのノ

ノウハウ等の技術指導が不可欠となるが、大企業もその研究開発分野から撤退した場合には、技術の継承が途絶えるため、時間経過とともにノウハウ等の技術指導ができない場合もあるのが現状である。

知的財産管理・契約知識等の教育（専門性の高い教育、社員全般対象の教育）の状況

- ・ 基礎的な知的財産教育は、大企業を中心に新入社員研修や昇任時の研修で、数時間程度実施されている。
- ・ 研究開発スタッフや知的財産管理スタッフへは、大企業を中心に実務上必要となるある程度専門性のある研修が実施されている。中小企業では、知的財産管理スタッフが、必要に迫られ、独学で勉強しているという場合もある。

独自の強みを持つ技術開発の推進とその知的財産化による競争力の強化

- ・ 独自技術をもつ中小企業では、国の内外を問わず共同研究を行ったり、研究会に参加するなどして独自技術に磨きをかけている例が見受けられる。

大学、公的研究機関及び企業間における共同研究の推進による知的財産創造の強化

- ・ 中小企業であっても県内の大学や試験研究機関にとどまらず、積極的に海外の企業や試験研究機関等との共同研究を行うところも見られる。
- ・ その一方で、展開する事業分野によってはニッチすぎて大学に研究者がおらず、また、仮にいても興味を持ってもらえずに、共同研究を断念している例も見受けられる。

知的財産を保護する契約、技術流出防止等の管理体制の状況

- ・ アンケートによれば、中小企業の57.8%がどのような要件を満たせば営業秘密として保護されるかを、「あまり知らない」、「全く知らない」と回答（表1-1-7）。
- ・ また、取引先に、設備投資や金型、図面、原材料、製造ノウハウを提供することがあるにもかかわらず、約3割の中小企業が「ほとんど契約を締結しない」と回答（表1-1-8）。

表1-1-7 営業秘密の要件の認知度

	中小	大
1. よく知っている	8.3%	48.6%
2. およそ知っている	33.9%	37.1%
3. あまり知らない	41.3%	14.3%
4. 全く知らない	16.5%	0.0%
回答企業数	109社	35社

表 1 - 1 - 8 他者と取引・共同研究等を行う際の、秘密保持契約締結状況

	中小	大
1. おおむね秘密保持契約を結んでいる	59.3%	91.4%
2. 半数程度は秘密保持契約を結んでいる	13.0%	2.9%
3. ほとんど秘密保持契約を結ぶことはない	27.8%	5.7%
回答企業数	108 社	35 社

- ・ 大企業を中心に、大手自動車部品メーカーでの営業秘密の盗難事件を契機にパソコンからの情報の持ち出しを厳しくするなど、パソコンでの情報管理対策が強化されている。
- ・ 営業秘密については、そもそも盗難されたかどうか分からないというのが多くの企業の実情である。
- ・ 中小企業は取引をしたいがために大企業へデータを提供してしまうがそれは危険である、という意見があった。

職務発明等人材へのインセンティブ制度の見直しの状況

- ・ 中小企業では職務発明規程が整備されていない企業が散見されたが、ほとんどの企業で、職務発明規程の整備の必要性については、認識されていた。
- ・ 職務発明規程が整備されている企業においては、平成16年の特許法の見直しに前後して、報奨金の額を引き上げるなど、多くの企業でインセンティブ制度の見直しが行われていた。
- ・ 中小企業では、報奨金の代わりに、従業員表彰で対応する企業も見受けられた。

行政等の実施する知的財産に関する支援施策の積極的な活用

- ・ 各種セミナーや特許情報活用支援アドバイザー・特許流通アドバイザー、IPDL専用端末については、比較的利用されている。しかし「公的機関が実施しているセミナーはこまめにチェックしているが、県等がセミナーを実施しているとは気付いていない」という声があるなど、県の支援施策が十分周知されていないという課題が浮かび上がってきた。なお、県が実施している特許総合相談窓口や知的財産人材サポーターについては、事業開始1年程度ということもあり認知が進んでいないと考えられる（表1-1-9）。

（課題）

- ・ 県の各種支援施策が中小企業に十分周知されるように、より効果的な周知策を検討していく必要がある。

表 1 - 1 - 9 行政機関等公的機関の支援施策の利用経験

利用したことのある支援施策等	大企業	中小企業	計
各種セミナー（各支援機関が実施するもの）	5	4	9
特許情報活用支援アドバイザー・特許流通アドバイザー	0	5	5
I P D L 専用端末（名古屋閲覧室・知的所有権センター）	1	3	4
愛知県産業技術研究所（技術指導・共同研究等）	0	3	3
海外特許取得補助金（愛知県）	0	2	2
専門家派遣事業（あいち産業振興機構）	0	1	1
先行技術調査	0	1	1
登録手続きの無料相談（特許室）	0	1	1
公報原簿の複写（発明協会）	0	1	1
県や経済産業局がセミナーを実施しているとは気づいていない	0	1	1
存在は知っているが、適当なものがないので利用していない	1	0	1

模倣品について

模倣品への対応状況について、以下のような意見があった。

- ・ 過去はそっくりそのままという模倣品が多かったが、現在は、商標を少し変えたり、組立の最後の段階で商標を付けるなど、できるだけ下流で偽物にしており、巧妙化している。
- ・ 中国の模倣品の段階は第 2 ステージに達しており、真似はしているが技術的には日本と同レベルである。
- ・ 模倣品の勉強会は、国際知財フォーラムでもやっているが大企業だけなので、これをいかに水平展開するかが課題。
- ・ 本物を作っている企業が偽者を作っているケースがわりとある。
- ・ 模倣品への対策としては意匠出願をしっかりとすることが重要。
- ・ 予防策として、韓国、中国への特許、意匠の出願を促進している。
- ・ アジアは意匠が大事だと思う。

（４）大学における取り組みの実績等

県内の理科系の学部を擁する大学、中部知的財産戦略推進計画の「大学等の産学連携、知的財産関連窓口一覧」に掲載されている県内の大学及び、県内の試験研究機関 33 機関に対し、平成 19 年 9 月にアンケートを実施し、30 機関から回答を得た。

知的財産本部などの知的財産管理機能強化の状況

- ・ アンケートによれば、6 割の大学（試験研究機関、高等専門学校等を含む。以下同じ）で、知的財産管理組織を設置しているか、担当者がおかれている（表 1 - 1 - 10）。担当者の配置人数は、知的財産管理組織を設置している場合は、平均 11.2 人、担当者の

みの場合は、平均 1.7 人である（表 1 - 1 - 1 1）。

- ・ 知的財産を管理する組織がなく、担当者のみを配置している場合は、「知的財産戦略の企画」、「権利侵害対策」、「リエゾン機能（共同研究の推進等、産学官連携コーディネーター）」、「研究成果に基づくベンチャー創出等の支援」、「教員等への知的財産権の教育及び知的財産創造の啓発」、「大学等の研究成果の学外への情報発信」は、ほとんど行われていない（表 1 - 1 - 1 2）。
- ・ また、教員等が行った職務にかかる発明等の取扱いについての基本的な考え方等を定めた「知的財産ポリシー」は、半数近くの大学で（表 1 - 1 - 1 3）また、職務発明規程は約 6 割の大学で（表 1 - 1 - 1 5）整備されている。

表 1 - 1 - 1 0 大学等における知的財産管理組織の設置状況

	件数	比率
1. 設置している（設置を予定している）	11	36.7%
2. 設置していないが担当者はいる	7	23.3%
3. 組織も担当者もない	12	40.0%
回答機関数	30	100.0%

表 1 - 1 - 1 1 知的財産担当者数

知的財産管理組織がある場合	担当者のみの場合	全体
11.2人	1.7人	7.5人

表 1 - 1 - 1 2 知的財産管理組織の役割

	知的財産管理組織がある場合		担当者のみの場合	
	件数	比率	件数	比率
(1) 知的財産戦略の企画	8	72.7%	1	14.3%
(2) 知的財産の権利化・管理	11	100.0%	5	71.4%
(3) 技術移転・ライセンス契約	9	81.8%	4	57.1%
(4) 権利侵害対策	7	63.6%	1	14.3%
(5) リエゾン機能（共同研究の推進等、産学官連携コーディネーター）	8	72.7%	2	28.6%
(6) 研究成果に基づくベンチャー創出等の支援	7	63.6%	2	28.6%
(7) 教員等学内者の発明相談・発掘	9	81.8%	4	57.1%
(8) 教員等への知的財産権の教育及び知的財産創造の啓発	9	81.8%	2	28.6%
(9) 大学等の研究成果の学外への情報発信	9	81.8%	2	28.6%
(10) その他	0	0.0%	1	14.3%
回答機関数	11		7	

表1-1-13 知的財産ポリシーの制定状況

	件数	比率
1. 制定している(制定を予定している)	14	46.7%
2. 制定していない	16	53.3%
回答機関数	30	

表1-1-14 知的財産ポリシーの内容

	件数	比率
(1) 知的財産の帰属・承継	14	100.0%
(2) 知的財産権の取扱い	14	100.0%
(3) 知的財産の発掘・管理・活用体制	11	78.6%
(4) 発明者等への補償	14	100.0%
(5) 知的財産の活用促進	12	85.7%
(6) その他	1	7.1%
回答機関数	14	

表1-1-15 職務発明規程の整備状況

	件数	比率
1. ある	19	63.3%
2. 今後策定予定	0	0.0%
3. ない	11	36.7%
回答機関数	30	

研究者への社会貢献認識の啓発と行政評価における知的財産重視の状況

- ・ アンケートによれば、職務発明等と考えられる発明等が生じた時に、論文や学会発表前に、その発明等について、大学へ届け出るよう義務づけもしくは指導している大学は、約6割(表1-1-16)。
- ・ 知的財産創出の成果については、約7割の大学が、「論文の方を高く評価」もしくは「知的財産の創出の成果は、評価の対象になっていない」と回答(表1-1-17)。
- ・ また、発明者から知的財産を継承している大学のうち約4割の大学で、発明者から継承した知的財産により収入が生じた場合に、個人の収入と研究費の両方で、利益還元を行っている(表1-1-18)。

表1-1-16 発明の論文等発表前の届出についての指導状況

	件数	比率
1. 義務づけている	8	27.6%
2. 指導している	10	34.5%
3. 義務づけも指導も行っていない	11	37.9%
回答大学等数	29	

表1 - 1 - 17 知的財産の創出成果の評価状況

	件数	比率
1. 知的財産創出の成果を論文よりも高く評価	1	3.8%
2. 知的財産創出の成果を論文と同等に評価	7	26.9%
3. 論文の方を高く評価	9	34.6%
4. 知的財産の創出の成果は、評価の対象になっていない	9	34.6%
回答大学等数	26	

表1 - 1 - 18 発明者への利益還元状況

	件数	比率
1. 研究者の個人収入として還元している	8	44.4%
2. 研究者へ研究費として還元している	1	5.6%
3. 研究者への個人収入と研究費の両方で還元している	8	44.4%
4. 利益は還元していない	1	5.6%
回答大学等数	18	

大学発ベンチャーの状況

- ・ 県内の大学によるベンチャー企業の設立数は、4年前に比べ3.1倍（14年度：27社 18年度：85社）に増えている（表1 - 1 - 19）。
- ・ 県内に所在する大学発ベンチャーの企業数は、4年前に比べ3.9倍（14年度：18社 18年度：70社）に増えており、全国の3.0倍（14年度：531社 18年度：1590社）を上回る増加率となっている（表1 - 1 - 20）。
- ・ 県内の大学発ベンチャーは、機械・装置分野の企業が30%を占めており、全国の18%と比べて、突出している（表1 - 1 - 21）。

表 1 - 1 - 19 大学発ベンチャー企業の設立状況（累計）

大 学 名	平成14年度	平成18年度
名古屋大学	9	32
豊橋技術科学大学	8	16
名古屋工業大学	1	11
名古屋市立大学	2	9
名城大学	1	5
藤田保健衛生大学	2	4
中部大学	2	3
愛知工業大学		1
愛知産業大学	1	1
豊田工業大学		1
椋山女学園大学		1
豊田工業高等専門学校		1
愛知医科大学	1	
合計	27 (全国531)	85 (全国1590)

（出典「大学発ベンチャーに関する基礎調査」）

表 1 - 1 - 20

大学発ベンチャーの所在する都道府県トップ10（累積ベース）

平成14年度			平成18年度		
順位	都道府県	企業数	順位	都道府県	企業数
1位	東京都	140	1位	東京都	378
2位	北海道	36	2位	大阪府	111
2位	神奈川県	36	3位	神奈川県	107
2位	福岡県	36	4位	京都府	96
5位	京都府	35	5位	福岡県	95
6位	大阪府	34	6位	愛知県	70
7位	愛知県	18	7位	北海道	66
8位	兵庫県	16	8位	茨城県	59
9位	宮城県	12	9位	兵庫県	46
9位	福島県	12	10位	滋賀県	41
9位	茨城県	12	10位	広島県	41
合計		531	合計		1590

（出典「大学発ベンチャーに関する基礎調査」）

表 1 - 1 - 2 1 大学発ベンチャーの事業分野の構成

事業分野	愛知県		全 国	
	企業数	構成比	企業数	構成比
バイオ	31	44.3%	628	39.5%
IT(ハードウェア)	6	8.6%	175	11.0%
IT(ソフトウェア)	17	24.3%	480	30.2%
素材・材料	6	8.6%	175	11.0%
機械・装置	21	30.0%	286	18.0%
環境	9	12.9%	148	9.3%
エネルギー	4	5.7%	55	3.5%
教育	2	2.9%	62	3.9%
その他	8	11.4%	242	15.2%
計	70		1590	

(出典「大学発ベンチャーに関する基礎調査」)

学生や研究者への知的財産教育の充実

- ・ アンケートによれば、何らかの形で、理系の学生へ知的財産についての教育を行っている大学等は 45% (表 1 - 1 - 2 2)、学内の研究者への知的財産研修を実施している大学等が、約半数 (表 1 - 1 - 2 3) にのぼる。

表 1 - 1 - 2 2 理系学生への知的財産講座の開設状況 (理系学生がいない場合を除く)

	件数	比率
1. 必須科目として講義を設けている	0	0.0%
2. 選択必須科目として講義を設けている	1	5.0%
3. 選択科目として講義を設けている	6	30.0%
4. 独立した科目としては講義を行っていないが、数時間程度知財教育が行われている	2	10.0%
5. 知的財産についての教育は、全く行っていない	11	55.0%
回答大学等数	20	

表 1 - 1 - 2 3 研究者への知的財産研修の実施状況

	件数	比率
1. 学内で実施している	11	37.9%
2. 外部の研修へ参加させている	5	17.2%
3. 何も実施していない	15	51.7%
回答大学等数	29	

研究者や知的財産関連人材の産業界との交流状況

- ・ 大学教官の企業への役員への兼務状況についてアンケートしたところ、3分の1の大学等に企業の役員を兼務している理系の教員がおり、そのうち1大学あたり平均 5.3 人が、役員に就任している (表 1 - 1 - 2 4)。
- ・ また、約 2 割の大学等で、民間の知的財産経験者を知的財産管理部門や知的財産担当

教官として受け入れている（表 1 - 1 - 2 5 ）。

表 1 - 1 - 2 4 大学教員（理系）の企業役員兼務状況

	件数	比 率	就任人数(平均)
1 . いる	9	33.3%	5 . 3人
2 . いない	1 8	66.7%	-
回答大学等数	2 7		

表 1 - 1 - 2 5 民間から大学への知的財産経験者の受入状況

	件数	比 率	就任人数(平均)
1 . 知的財産管理部門へ受け入れている	5	17.9%	2 . 6人
2 . 知的財産教育の担当教官として受け入れている	1	3.6%	1 . 0人
3 . 企業からは人材を受け入れていない	1 3	46.4%	-
4 . 知的財産の管理部門はなく、担当者もいない	9	32.1%	-
5 . 学生向けの知的財産教育は実施していない	1 1	39.3%	-
回答大学等数	2 8		

社会人向けの高度な知的財産教育の状況

- ・ 大学院に知財戦略コースを設置する大学ができるなど、高度な知的財産教育が受けられる環境が整いつつある。

H15 年	名古屋工業大学・・・産業戦略工学専攻（MOT）設置
H16 年	愛知大学、中京大学、名古屋大学、南山大学・・・法科大学院設置 名城大学・・・昼夜開講制法科大学院設置
H17 年	愛知学院大学・・・法科大学院設置 (財)科学技術交流財団・(財)名古屋産業科学研究所・(独)科学技術振興機構 JST イノベーションプラザ東海の共催による、「技術経営(MOT)研修」の開催
H18 年	MOT スクール名古屋校開校 (株)アイさぽーとと、(株)中部シーティーアイの共同運営) 名古屋商科大学・・・経営情報学部に知的財産学科設置
H19 年	名古屋商科大学・・・大学院経営情報学研究科に知財戦略コース設置

(5) 事業推進体制にかかる課題

相談窓口や支援事業については、各機関が個別に実施しており、連携が不足している部分があるため、今後は情報交換や研修等ネットワークの強化を図ることにより、顧客の利便性を向上させる必要がある。

県やその関係機関だけの支援では、人的・物的資源に限界がある。今後は人的・物的資源の有効活用により企業へのサポート体制の向上を図るため、他機関との連携を一層強化する必要がある。

県の施策が認知されていないなど、周知が不足しているため、企業に対し、施策について周知の強化を図る必要がある。

2. プラン策定以降の知的財産にかかる新たな動きと課題

(1) 国際化の一層の進展

各国で特許出願が増加しており、特に中国と米国における特許出願件数の増加が目立つ(中国:前年比21%増の21万件、米国:前年比6%増の41.6万件)(図1-2-1)。

日本からの中国への出願件数は、特許、意匠、商標ともに著しく増加している(図1-2-2、図1-2-3、図1-2-4)。

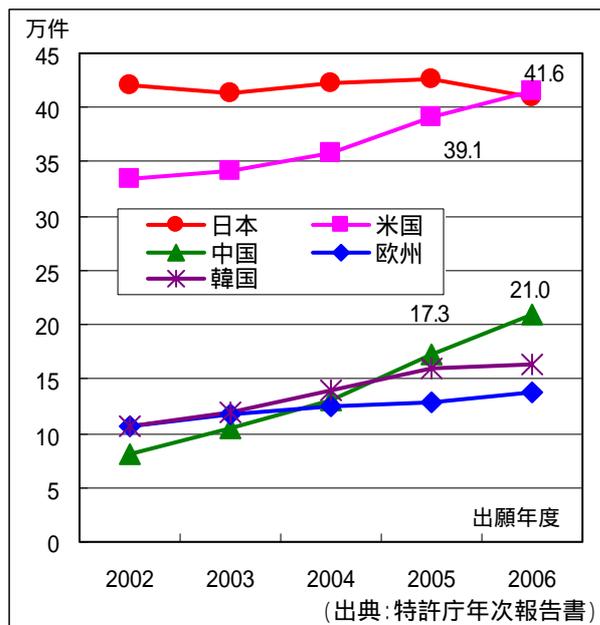


図1-2-1

各国における特許出願件数の推移

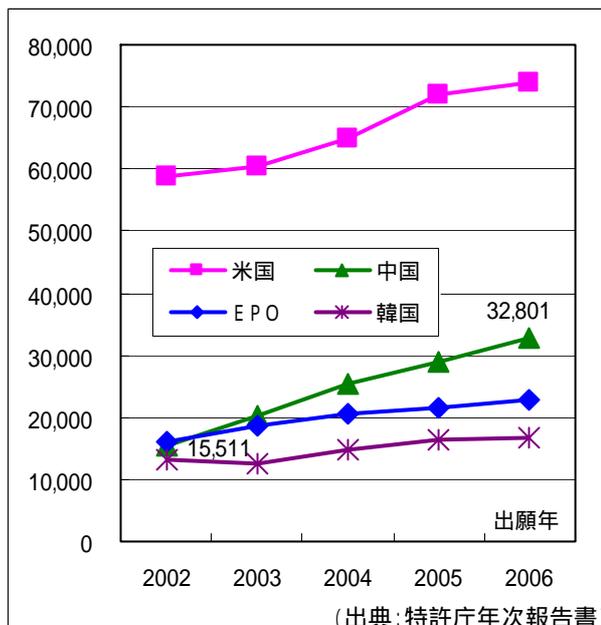


図1-2-2

日本人による外国への特許出願件数の推移

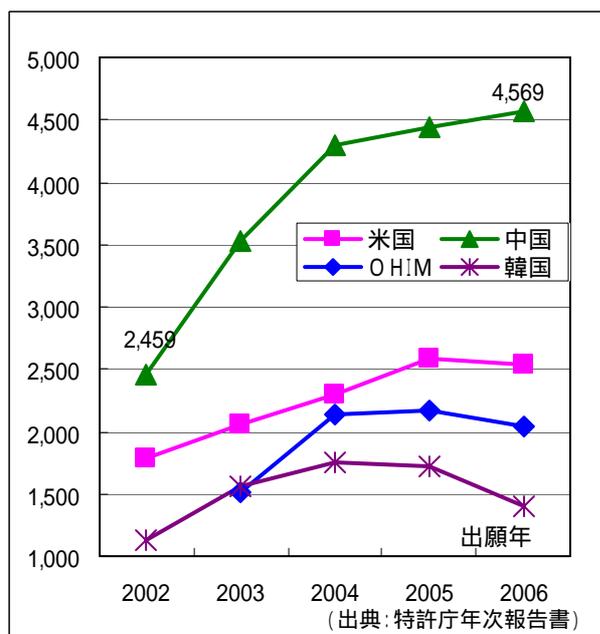


図1-2-3

日本人による外国への意匠出願件数の推移

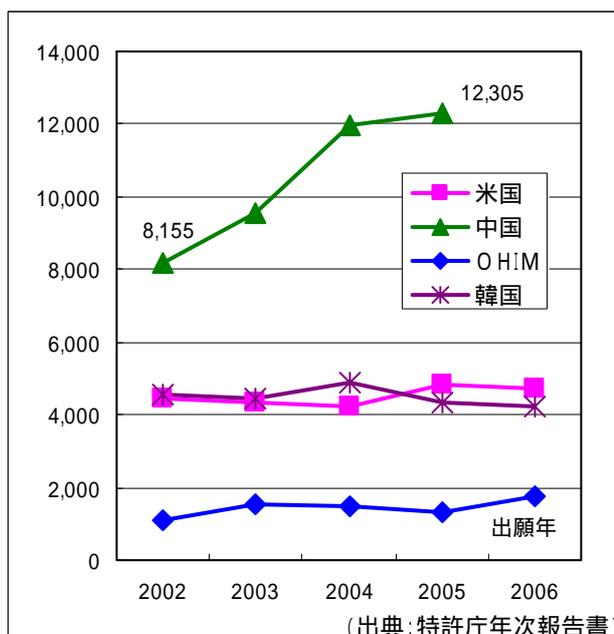


図1-2-4

日本人による外国への商標出願件数の推移

中小企業・大企業ともに外国出願への出願費用や外国の知的財産制度等の知識・情報が不足している。

模倣品による被害が深刻化しており、特に中国では音楽CD等の海賊版の頻発など権利侵害が問題となっており、国をあげての対策が課題となっている。

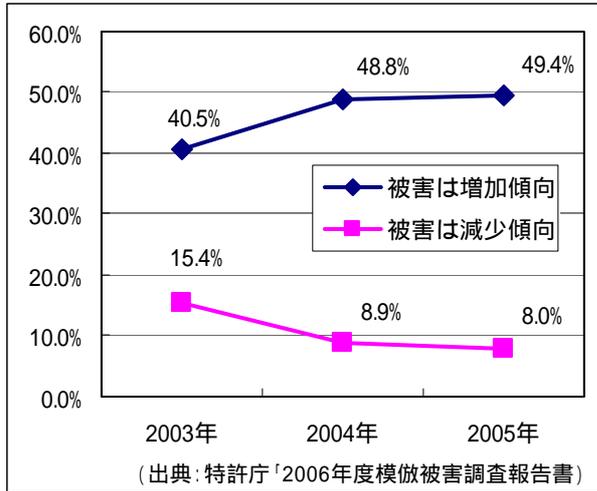


図1-2-5

国外での模倣被害の増減傾向

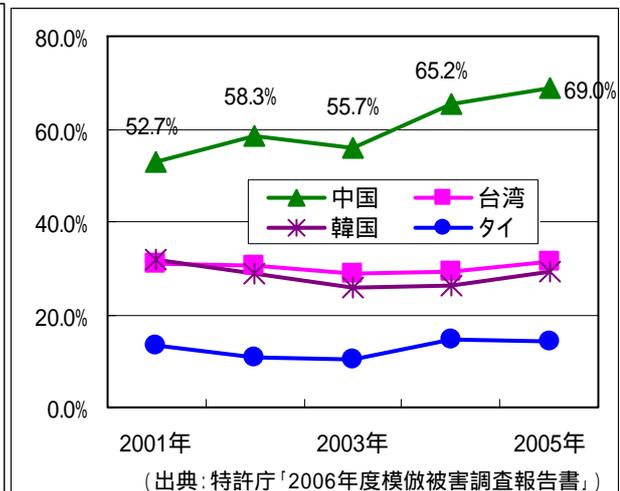


図1-2-6

主要な国・地域の模倣被害社率の推移

本県における知的財産活動の現状 ~ 県アンケートより (平成19年5月実施) ~

中小企業・大企業ともに、外国出願への出願費用や外国の知的財産制度等の知識・情報が不足

外国出願にあたって問題となっている事項は、中小企業・大企業ともに「出願費用の確保に苦勞している」(中小企業 43.9%、大企業 48.6%)、「出願したい地域の知的財産制度や手続きに関する知識・情報が不足している」(中小企業 35.1%、大企業 45.7%)、「翻訳等外国語に対する能力が不足している」(中小企業 24.6%、大企業 42.9%)の順。

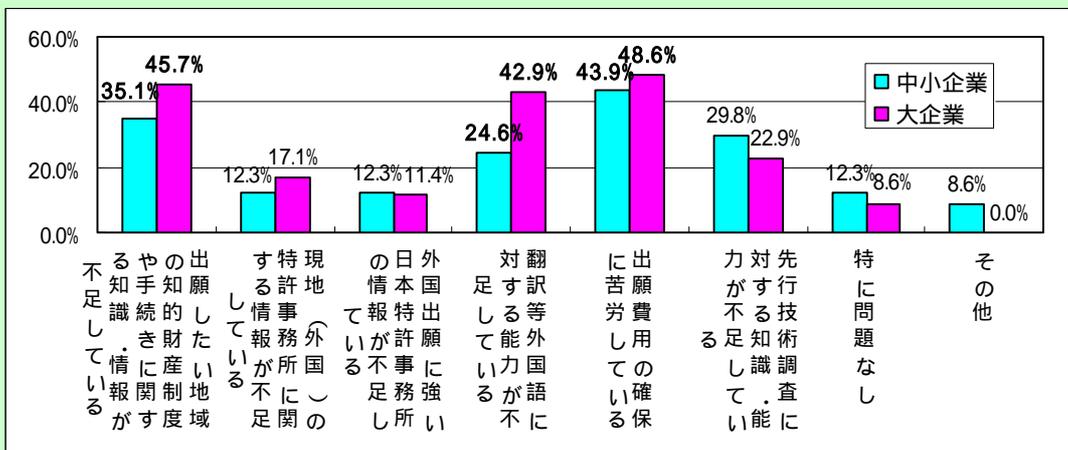


図1-2-7 外国出願にあたって問題となっている事項

中小企業はデザイン、大企業はデザイン及び商標を中心に模倣品の被害を経験

中小企業の 24.0%、大企業の 51.2%が模倣品の被害に遭っており（図 1 - 2 - 8）、被害の内訳としては、中小企業ではデザイン（意匠）の被害が 46.9%、大企業ではデザイン（意匠）とネーミング（商標）の被害が 61.9%で最も多い（図 1 - 2 - 9）。

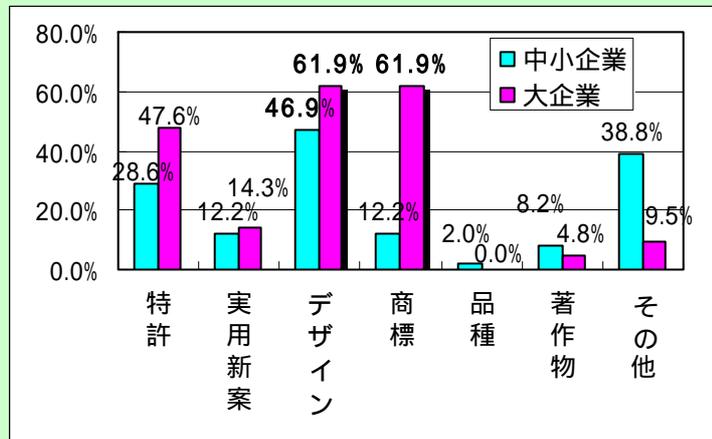
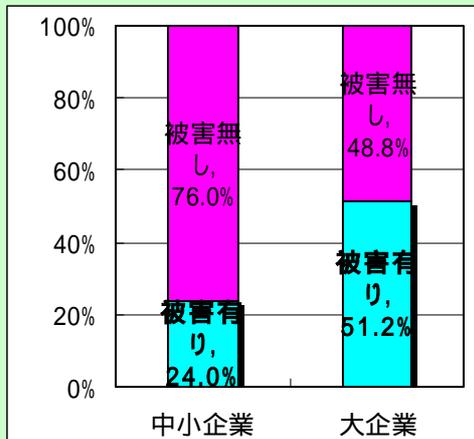


図 1 - 2 - 8 模倣品の被害状況

図 1 - 2 - 9 模倣被害の種類

中小企業・大企業ともに、中国への出願に意欲的

今後の出願を予定もしくは検討中の地域としては、中小企業では、特許権、意匠権、商標権のいずれも中国への出願意欲が一番高い（図 1 - 2 - 10）。また、大企業でも中国への出願意欲が比較的高く、商標では米国の 38.1%を上回る 42.9%の企業が今後中国への出願を予定していると回答している（図 1 - 2 - 11）。

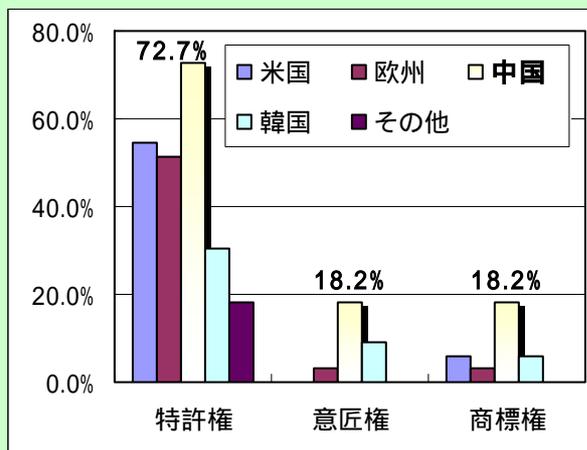


図 1 - 2 - 10 中小企業における今後出願を予定もしくは検討中の地域

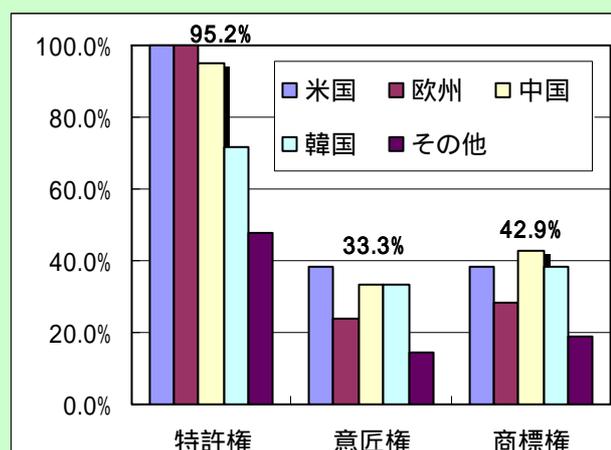


図 1 - 2 - 11 大企業における今後出願を予定もしくは検討中の地域

(2) 知的財産管理領域の拡大

平成 18 年 4 月にスタートした地域団体商標制度に代表されるように、知的財産とし

てのブランドの重要性が高まっている。

表 1 - 2 - 1 愛知県の地域団体商標出願・登録状況

	出願件数	登録件数
農林水産一次産品	9	1
加工食品	5	0
菓子	0	0
麺類	4	0
酒類	0	0
工業製品	7	6
温泉	0	0
その他	0	0
計	25	7

(平成19年11月30日現在)

平成19年3月に発生した大手地元自動車部品メーカーの社員による営業秘密の持ち出し事件を契機として、営業秘密等の管理対策が注目されており、一層、対策を強化する必要性について認識が高まっている。

本県における知的財産活動の現状 ~ 県アンケートより (平成19年5月実施) ~

知的財産戦略のない中小企業の知的財産管理は、不十分

知的財産の管理状況について、知的財産戦略のある中小企業と知的財産戦略がない中小企業を比べると、「他者と取引・共同研究等を行う」際に、秘密保持契約を「ほとんど締結しない」中小企業は、知的財産戦略のある場合は10.0%であるのに対し、戦略がない場合は34.6%となっている(図1-2-12)。また、「取引先に、設備投資や金型、図面、原材料、製造ノウハウを供与する」際に、取引先にノウハウ等を供与したことがあるにも係わらず、「ほとんど契約はしていない」という中小企業は、知的財産戦略がある場合は、22.2%であるのに対し、戦略がない場合は、48.4%(図1-2-13)と、知的財産戦略の無い中小企業の知的財産管理は、不十分な状況にある。

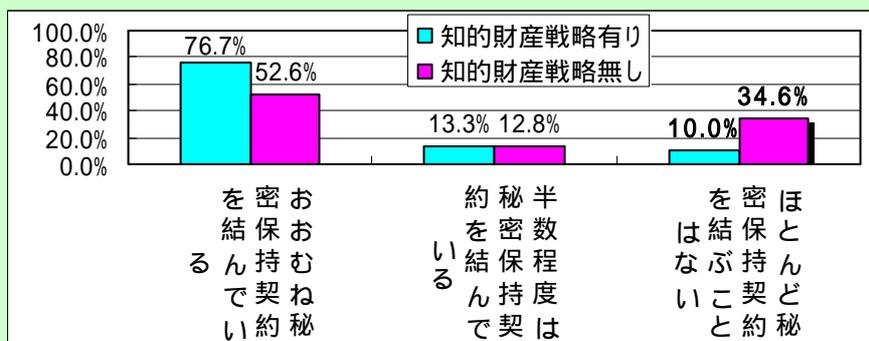


図 1 - 2 - 1 2 中小企業における他者と取引・共同研究等を行う際の、秘密保持契約締結状況

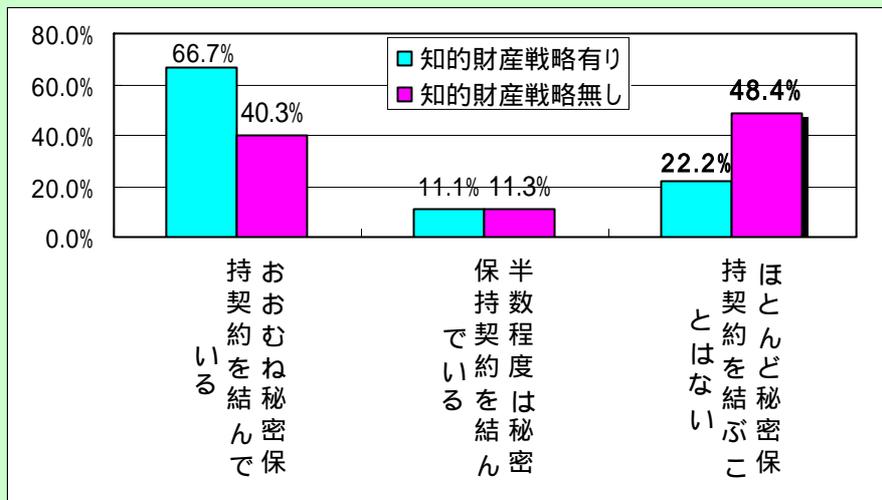


図1 - 2 - 13

中小企業における取引先に、設備投資や金型、図面、原材料、製造ノウハウを供与する際の、契約締結状況
 (「取引先に、設備投資や金型、図面、原材料、製造ノウハウを提供することがない」企業を除く)

(3) 国の動き

内閣知的財産戦略本部は、2006年度より「世界最先端の知的財産立国を目指す」ことを目標に、第2期知的財産戦略がスタートした(期間:2006年度-2008年度)。

第2期知的財産戦略(内閣知的財産戦略本部)

5つの重点事項

-) 国際的な展開
-) 地域への展開及び中小・ベンチャー企業の支援
-) 大学等における知財の創造と産学連携の推進
-) 出願構造改革・特許審査の迅速化
-) コンテンツの振興
-) 日本ブランドの振興
-) 知財人材の確保・育成

5つの視点

-) イノベーションを促進する
-) 知的財産文化を国内志向から国際志向に変える
-) スピードある改革を行う
-) 知的財産権とそれ以外の価値とのバランスに留意する
-) 総合的な取り組みを行う

農林水産省においても知的財産戦略本部が設けられるなど、農林水産分野においても知的財産の創造・活用を促進していく動きが出てきている。

農林水産省における知的財産を巡る状況

2006年	2月	「農林水産省知的財産戦略本部」設置
2007年	3月	「農林水産省知的財産戦略」策定
2007年	8月	「農業の現場における知的財産取扱指針」策定
2007年	10月	農林水産省と経済産業省による「知的財産連携推進連絡会議」の設置

3.まとめ

知的財産を取り巻く現状と課題

知的財産を保有・出願する中小企業は増加したものの、知的財産戦略を保有する中小企業は少数
中小企業と大企業では知的財産活動について抱える問題の質に違いがあり、中小企業の実情に合わせた知的財産戦略が必要

知的財産活用製品の事業化の可能性を高めるには、弁理士等の知的財産の専門家だけでは不十分

相談窓口や支援事業メニューについて、各機関が個別に実施し、連携が不足
県だけでは人的・物的資源に限界がある

企業に対し施策の周知が不十分

国際化の一層の進展

- ・ 中小企業・大企業ともに外国出願への出願費用や外国の知的財産制度等の知識・情報が不足
- ・ 中国を中心に模倣品被害が深刻化

産業財産権以外の知的財産の重要性の高まり

- ・ 地域ブランドに代表されるように、知的財産としてのブランドの重要性の高まり
- ・ 営業秘密等管理対策への注目の高まり

第2章 「あいち知的財産創造プラン」の見直しのポイント

1. 愛知県の総合プラン等における「あいち知的財産創造プラン」の位置付け

愛知県には、県の総合プランとして「新しい政策の指針」があり、この中に、まず「知財力の強化」というものが位置づけられている。

「新しい政策の指針」

- 1 策定時期：2006年（平成18年）3月
- 2 目標年次：2015年（平成27年）
- 3 計画の基本目標 「今を越え、さらに世界で輝く愛知づくり」
- 4 基本課題
産業や文化を世界に発信する国際交流大都市圏づくり
産業技術の世界的中枢性の強化と成熟社会を担う産業展開
政策の方向：モノづくり技術を創造・発信する「知の拠点」づくり
この中で「知財力の強化」を位置づけ
愛知の創造的発展を担う人づくり
人口減少・超高齢社会を支えあう自立と安心の社会システムづくり
安心・安全で元気な地域づくりとその実現に向けた社会資本の整備
豊かで快適な暮らしを創出する循環型社会づくり
県内各地域の特性を踏まえたバランスある発展
分権型地域社会の構築・道州制を視野に入れた広域連携の推進

次に、産業政策にかかる総合プランとして「愛知県産業創造計画」があり、この中でも、プロジェクト3として「知財力の強化」というものが位置づけられている。

「愛知県産業創造計画」

- 1 策定時期：2005年（平成17年）1月
- 2 目標年次：2010年度（平成22年度）
- 3 計画の目標
競争力のある次世代産業の創造
地域を支える産業の新展開
- 4 施策展開（5つの柱）
モノづくりの進化による次世代産業の創出
この中でプロジェクト3として「知財力の強化」を位置づけ

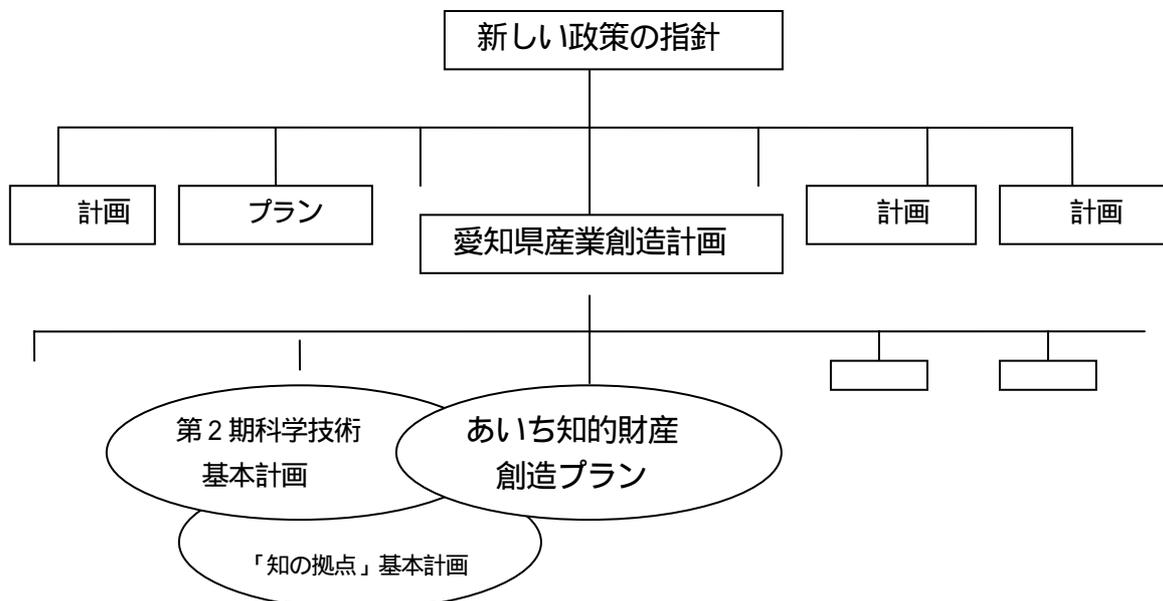
国際展開への支援
 チャレンジする中小企業の支援
 交流と販わいの創出
 人材の戦略的な育成と活用

また、県の科学技術政策にかかるプランとして「第2期愛知県科学技術基本計画」があるが、この中でも、知的財産にかかる取り組みが位置づけられている。

第2期愛知県科学技術基本計画

- 1 策定時期：2006年(平成18年)3月
- 2 目標年次：2010年度(平成22年度)
- 3 目標等
 - 4つの重点分野
 「環境」 「人」 「暮らし」 「挑戦」
 - 3つの基盤技術
 ナノテクノロジー、IT、バイオテクノロジー
 - 重点分野を推進するための4つの知の戦略
 - ・知の「育成」：青少年の育成、研究者の多様な活用、創造的人材の育成
 - ・知の「連携」：共同研究・事業化の支援、産学行政民の連携
 この中で「知的財産の創造・保護・活用」を位置づけ
 - ・知の「拠点」：先導的中核施設整備、次世代モノづくり技術の創造発信
 - ・知の「継承」：先進的技術の実用化、万博を契機とした多様な交流活動

上位計画と知的財産創造プランの関係図



2. 「あいち知的財産創造プラン」の見直しのポイント

(1) プランの基本方針

ア 目標(変更なし)

知的財産とそれを産み出す技術・技能を大切にする風土が広がり、「ものづくり」と「知恵づくり」が集積することにより、知的財産を活かした新規事業やベンチャー企業の創出が進む元気でたくましい地域づくり

イ 期間(変更なし)

目標年度：2010年度

ウ プランの実現に向けた基本方策(変更なし)

基本方策 - 1 知的財産を大切にする風土づくり・基盤づくり

知的財産は、産業経済の発展や、企業の創出・成長を産み出す重要な資産であり、これを大切にする意識を産・学・行政それぞれの分野において広め、根付かせることにより、知的財産を大切にする風土づくりを推進する。そのため、「愛知の発明の日」の記念事業等を通じて、知的財産を大切にする風土づくりを進める。また、中小企業での知的財産を活用した事業展開を支援するため、知的財産専門家はもとより、それ以外の専門家(公認会計士や経営コンサルタント等)のネットワーク化等、基盤づくりも、地域をあげて積極的に進めていく。

基本方策 - 2 知的財産を活用したたくましい中小企業づくり

知的財産専門家やそれ以外の専門家(公認会計士や経営コンサルタント等)のネットワークを活用し、知的財産の創造・保護・活用の取り組みを積極的に進めようとする中小・ベンチャー企業を適切にサポートする。また、中小企業の海外での権利保護に対する支援や、ノウハウ等の管理体制構築への支援等を通じて、知的財産を活用したたくましい中小企業づくりを進めていく。

基本方策 - 3 産・学・行政連携による知的財産の創出

知的財産立県をめざすには、知的財産を創造し、産業化する主体である企業と知的財産創造の担い手である大学、さらにはこれを支援する立場にある行政が個別に取り組むだけではなく、それぞれがもつ資源や特質を踏まえ、連携した取り組みを進めることが、必要不可欠である。

このため、知的財産立県づくりに、最も重要な知的財産の戦略的な創造に向けて、地域の産・学・行政が連携して、共同研究の推進に取り組んでいく。

(2) プランの見直しの方向性

第1章「知的財産を取り巻く現状と課題」を踏まえ、次の点を中心に見直しを行う。

ア 有効性の高い事業の継続・強化

知事のマニフェストに盛り込まれている次の事業についてはこれまでの実績もあり、今後事業を継続、強化する。

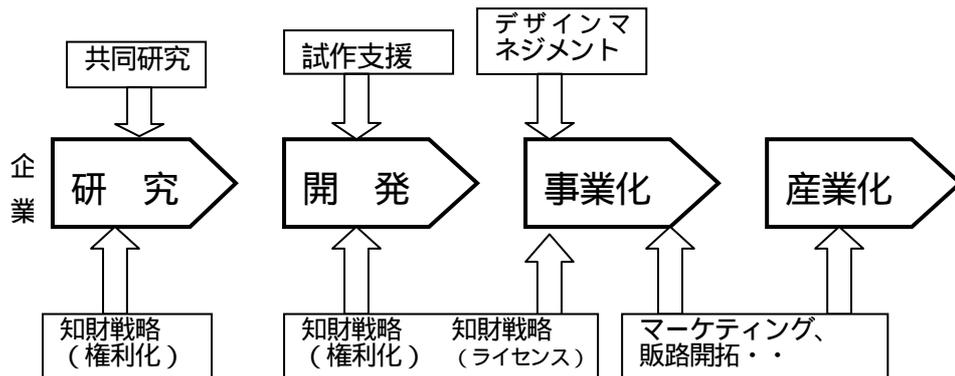
少年少女発明クラブの県全域への拡大に向け、設置促進を引き続き実施

県試験研究機関が保有する知的財産について、民間企業への技術移転件数100件までの拡大を目指すなど、県の知的財産の創出・活用の一層の強化を図る。

イ 中小企業に対する取り組み事業の拡充・強化

知的財産に取り組む中小企業は増加したものの、体系的・戦略的に知的財産活動を行う中小企業は少数であり、また中小企業と大企業では知的財産活動について抱える問題の質に違いがあり、中小企業の実情に合わせた知的財産戦略が必要であることから、総合的・継続的支援を行うなど、中小企業に対する取り組み事業の拡充・強化を図る。

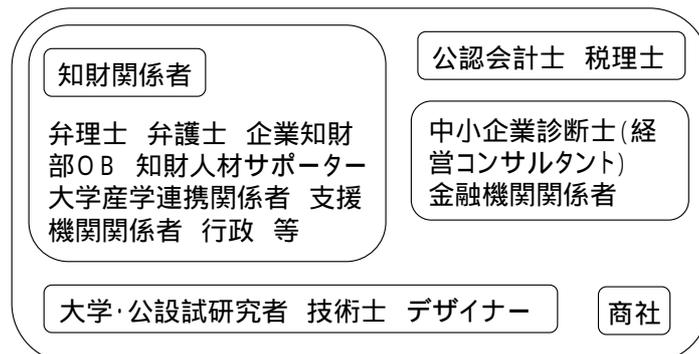
〔総合的支援のイメージ〕



ウ 知的財産関連人材のネットワークの形成

知的財産活用製品の事業化の可能性を高めるには、中小企業の多様なニーズを考えると弁理士等の知的財産の専門家だけでは不十分であるため、知的財産専門家をベースに知的財産以外の専門家も含め、幅広い知的財産関連人材のネットワークの形成を図る。

知的財産関連人材ネットワークのイメージ



エ 他機関との連携の一層の強化

相談窓口や支援事業については、各機関が個別に実施しており、連携が不足しており、また、県やその関係機関だけの支援では、人的・物的資源に限界がある。したがって、今後は人的・物的資源の有効活用により企業へのサポート体制の向上を図るため、他機関との連携を一層強化する。

オ 施策等の周知の強化

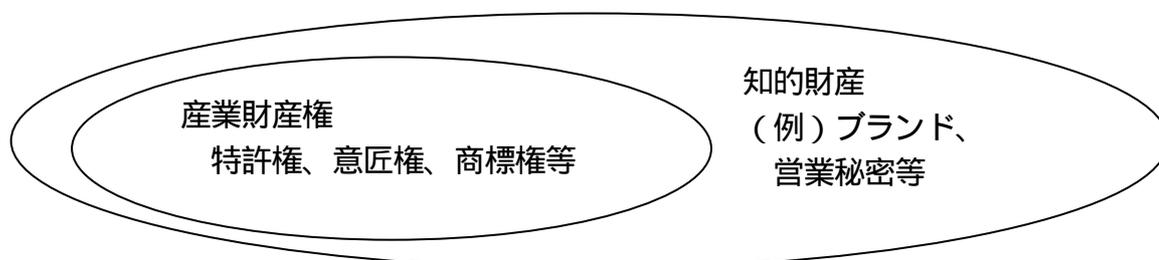
企業に対し相談窓口や施策の周知が不十分であるため、今後は各種支援施策について周知を強化する。

カ アジアを中心に海外での事業展開に対する支援を強化

中国を始め各国で特許出願件数が増加する中、中小企業・大企業ともに外国出願への出願費用の確保や外国の知的財産制度等の知識・情報が不足しており、また、中国を中心に模倣品被害が深刻化しているため、アジアを中心に企業の海外での事業展開に対する支援を強化する。

キ 産業財産権以外の知的財産（ブランド、営業秘密等）への取り組み強化

地域ブランドに代表されるように、知的財産としてのブランドの重要性や、営業秘密等管理対策への注目が高まっていることから、こうした産業財産権以外の知的財産への取り組みの強化を図る。



見直しにあたっての重点ポイント

各種支援機関との連携を強化することにより、地域全体として中小企業の総合支援体制を構築し、知的財産の創造・保護・活用という「知的財産創造サイクル」の実現を図る。

第3章 プラン実現に向けた主体別の取り組み方策

(1) 企業が主体的に取り組む方策

取り組み方策の内容	掲載頁
1 技術経営・知的財産経営による一層の経営強化	37
2 知的財産を活用した企業発ベンチャーの促進	38
3 未利用（潜在的利用価値のある）特許の積極的な公開による活用	38
4 知的財産管理・契約知識等の教育（専門性の高い教育、社員全般対象の教育）	39
5 独自の強みを持つ技術開発の推進とその知的財産化による競争力の強化	40
6 大学、公的研究機関及び企業間における共同研究の推進による知的財産創造の強化	40
7 知的財産を保護する契約、技術流出防止等の管理体制強化	41
8 職務発明等人材へのインセンティブ制度の見直し	41
9 行政等の実施する知的財産に関する支援施策の積極的な活用	42

1 技術経営・知的財産経営による一層の経営強化

目 的

技術経営・知的財産を活用した経営が必ずしも十分でない大企業、中小企業における知的財産を活用した経営力の強化を図る。

現 況

県内企業の特許出願件数は順調に増加している（平成14年：全国4位 平成18年：3位）が、大部分は大企業によるものである。

知的財産に取り組む中小企業は着実に増加したものの、大企業との格差は依然大きい。体系的・戦略的に知的財産活動を行う中小企業は少数である。

内 容

知的財産に関する管理組織体制の整備や経営者自らの意識改革の推進を図るとともに、技術経営・知的財産経営の役員設置及び事業経営における知的財産方針の確立などにより、知的財産経営力の強化を図る。

実施体制
主体：企業
連携：経済団体等

2 知的財産を活用した企業発ベンチャーの促進

目 的

大学等の新たな知を企業ベンチャーで産業化する。

現 況

ヒアリング等によれば、社内ベンチャーとして事業展開を図り、成功すれば子会社化や事業部門に格上げする傾向はみられるものの、初めからベンチャーとして取り組むという動きは非常に少ないと考えられる。

(参考) 企業発ベンチャーの設立状況(主なもの)

企業名	設立年月	特記事項
(株)ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング	H11.2	名古屋大学の人工皮膚研究の成果を事業化
(株)抗体研究所	H11.5	藤田保健衛生大学における抗体研究成果を事業化
アイ・マイ知・インテリジェント(株)	H12.12	名古屋大学の磁気センサーの研究成果を事業化
(株)ナノテック-研究所	H16.1	名古屋大学のガン治療法の実用化及び事業化

内 容

大学等の研究成果、共同研究成果の事業化を積極的に進める経営を展開する。
企業の経営ノウハウを導入し、知的財産の事業化を集中・加速するため、積極的に企業化(コーポレートベンチャー促進)を図る。

実施体制
主体：企業
連携：大学、公的研究機関、TLO等

3 未利用(潜在的利用価値のある)特許の積極的な公開による活用

目 的

大企業を中心に保有する未利用(潜在的利用価値のある)特許の公開を図る。

現 況

(独)工業所有権情報・研修館の調べによると、中小企業やTLOからの未利用特許(公開特許)の移転は進んでいるが、大企業からの移転はあまり進んでいない。

未利用特許(公開特許)の活用を進めるには、ライセンサーからライセンシーへのノウハウ等の技術指導が不可欠となるが、ヒアリングによると、大企業もその研究開発分野から撤退した場合には、技術の継承が途絶えるため、時間経過とともにノウハウ等の技術指導ができない場合もあるのが現状である。

内 容

大企業が保有する未利用(潜在的利用価値のある)特許について積極的に公開し、中小・ベンチャー企業への活用を進める。

大企業保有特許の流通を高めるため、研究開発から撤退した場合には早期に、その特許を活用して産み出される製品を例示する等して、技術指導付で移転を図るなど、効果的な流通方法を検討する。

民間の技術移転会社等、既存の特許流通サービスを積極的に活用し、保有知的財産の価値を活かす未利用特許の登録、活用を促進する。

実施体制

主体：企業

連携：国、愛知県

4 知的財産管理・契約知識等の教育(専門性の高い教育、社員全般対象の教育)

目 的

従業員の知的財産の管理や、契約知識等について教育を進める。

現 況

基礎的な知的財産教育は、大企業を中心に新入社員研修や昇任時の研修で、数時間程度実施されている。

研究開発スタッフや知的財産管理スタッフへは、大企業を中心に実務上必要となるある程度専門性のある研修が実施されている。中小企業では、知的財産管理スタッフが、必要に迫られ、独学で勉強しているという場合もある。

内 容

研究開発や知的財産担当等専門性の高いスタッフ向けの実務教育を実施する。

営業秘密等、間接部門も含めた社員全般対象の知的財産啓発教育を実施する。

公的機関等のセミナーを積極的に活用する。

実施体制

主体：企業

連携：国、愛知県、発明協会、弁理士会、「あいち知的財産人材サポーター」等

5 独自の強みを持つ技術開発の推進とその知的財産化による競争力の強化

目 的

技術開発を積極的に進めるとともに、そこから生まれた成果を知的財産化することにより、他社にない独自の強みを作る。

現 況

独自技術をもつ中小企業では、国の内外を問わず共同研究を行ったり、研究会に参加するなどして独自技術に磨きをかけている例が見受けられる。

内 容

自社の技術を評価して、他社に比べて優位性が高く、権利化が可能な技術については、積極的に知的財産化を図るとともに、自らの技術にさらに磨きをかけるための技術開発を進め、競争力の強化に努める。

技術開発やその知的財産化に必要な人材の育成や資金の確保を、関係機関の支援を受けて進める。

公的試験研究機関等の技術指導等を活用する。

実施体制

主体：企業

連携：国、愛知県、大学、経済団体

6 大学、公的研究機関及び企業間における共同研究の推進による知的財産創造の強化

目 的

中小企業を中心として、不足しがちな新たな知的財産の創造を、大学、公的研究機関、さらには企業との共同研究や共同開発により促進する。

現 況

中小企業であっても県内の大学や試験研究機関にとどまらず、積極的に海外の企業や試験研究機関等との共同研究を行うところも見られる。

その一方で、展開する事業分野によってはニッチすぎて大学に研究者がおらず、また、仮にいても興味を持ってもらえずに、共同研究を断念している例も見受けられる。

内 容

大学、公的研究機関との共同研究を進めるとともに、TLO等が保有する知的財産を自社製品づくりや事業に積極的に活用する。

大企業と中小企業の共同開発、中小企業同士や異業種企業との共同開発への積極的な参画を図る。

実施体制

主体：企業

連携：大学、公的研究機関、企業、経済団体、国、愛知県

7 知的財産を保護する契約、技術流出防止等の管理体制強化

目 的

知的財産を自分で守るための契約や技術流出防止にかかる管理など知的財産保護を目的として、中小企業においても、取り組みやすい体制を整備する。

現 況

アンケートによれば、中小企業の57.8%がどのような要件を満たせば営業秘密として保護されるかを、「あまり知らない」、「全く知らない」と回答。

また、取引先に、設備投資や金型、図面、原材料、製造ノウハウを提供することがあるにもかかわらず、約3割の中小企業が「ほとんど契約を締結しない」と回答。

内 容

知的財産を守るための共同開発契約、営業秘密や技術流出防止のマニュアル等を積極的に活用し知的財産保護の体制を整備する。

実施体制

主体：企業

連携：大学、弁護士、中小企業支援団体、国、愛知県

8 職務発明等人材へのインセンティブ制度の見直し

目 的

企業における人材へのインセンティブ制度の導入等により、知的財産の創造を促進する。

現 況

中小企業では職務発明規程が整備されていない企業が散見されるが、ほとんどの企業で、職務発明規程の整備の必要性については、認識されている。

職務発明規程が整備されている企業においては、平成16年の特許法の見直しに前後して、報奨金の額を引き上げるなど、多くの企業でインセンティブ制度の見直しが行われている。

中小企業では、報奨金の代わりに、従業員表彰で対応する企業も見受けられる。

内 容

特許法第35条の見直しの動向を踏まえ、インセンティブ制度や職務発明規定等の充実、整備を図る。

実施体制

主体：企業、経済団体

連携：弁護士、経営コンサルタント、「あいち知的財産人材サポーター」等

9 行政等の実施する知的財産に関する支援施策の積極的な活用

目 的

行政等が行っている既存の知的財産に関する相談やセミナー、情報検索などの支援施策を積極的に活用し、企業の知的財産の取り組みを強化する。

現 況

各種セミナーや特許情報活用アドバイザー・特許流通アドバイザー、IPDL専用端末については、比較的利用されている。しかし「公的機関が実施しているセミナーはこまめにチェックしているが、県等がセミナーを実施しているとは気付いていない」という声があるなど、県の支援施策が十分周知されていないという課題が浮かび上がってきた。

内 容

中小企業を中心に各種支援機関が行う知的財産セミナーや相談、情報検索、トラブル仲裁、試作や技術課題の解決等の取り組みを積極的に活用する。

実施体制

主体：企業

連携：国、愛知県、発明協会、弁理士会、中小企業支援機関

(2) 大学等が主体的に取り組む方策

取り組み方策の内容	掲載頁
10 知的財産本部などの知的財産管理機能強化	43
11 研究者への社会貢献認識の啓発と業績評価における知的財産の重視	44
12 大学発ベンチャーの促進	44
13 学生や研究者への知的財産教育の充実	45
14 研究者や知的財産関連人材の産業界との交流促進	45
15 社会人向けの高度な知的財産教育の充実	46

10 知的財産本部などの知的財産管理機能強化

目 的

知的財産本部などに知的財産の創造・保護・活用の管理体制を整備する。

現 況

大学等へのアンケートによれば、6割の大学（試験研究機関、高等専門学校等を含む。以下同じ）で、知的財産管理組織を設置しているか、担当者がおかれている。担当者のみを配置している場合は、「知的財産戦略の企画」、「権利侵害対策」、「リエゾン機能（共同研究の推進等、産学官連携コーディネート）」、「研究成果に基づくベンチャー創出等の支援」、「教員等への知的財産権の教育及び知的財産創造の啓発」、「大学等の研究成果の学外への情報発信」は、ほとんど行われていない。知的財産ポリシーは半数近くの大学が、職務発明規程は約6割の大学で整備されている。

内 容

知的財産本部が整備された国立大学法人が中心になって、ネットワークを形成し、知的財産管理組織が整備されていない大学へのサポート体制を構築する。知的財産管理組織の主導により、知的財産の創造や保護を重視した研究活動を推進する。

実施体制

主体：大学、公的研究機関

連携：TLO、弁理士会、弁護士等

11 研究者への社会貢献認識の啓発と業績評価における知的財産の重視

目 的

大学や公的研究機関における研究者の社会貢献意識の啓発をするとともに、知的財産創造に関する研究業績評価を導入する。

現 況

アンケートによれば、職務発明等と考えられる発明等が生じた時に、論文や学会発表前に、その発明等について、大学へ届け出るよう義務づけもしくは指導している大学は、約6割。

知的財産創出の成果については、約7割の大学が、「論文の方を高く評価」もしくは「知的財産の創出の成果は、評価の対象になっていない」と回答。

また、発明者から知的財産を継承している大学のうち約4割の大学で、発明者から継承した知的財産により収入が生じた場合に、個人の収入と研究費の両方で、利益還元を行っている。

内 容

機関内における利益相反に関する問題の整理等を踏まえ、研究者に対する知的財産面の社会貢献意識を啓発する。

○知的財産創出も加えた研究者の業績評価の導入を進めるとともに、知的財産創出の成果が研究者に還元される規定等の整備を進める。

実施体制

主体：大学、公的研究機関

連携：愛知県、弁理士会、弁護士、経営コンサルタント、「あいち知的財産人材サポーター」等

12 大学発ベンチャーの促進

目 的

大学等の研究者が、自らの研究成果を活用したベンチャー企業の立ち上げを促進する。

現 況

県内の大学によるベンチャー企業の設立数は、4年前に比べ3.1倍（平成14年度：27社 平成18年度：85社）に増えている。

県内に所在する大学発ベンチャーの企業数は、4年前に比べ3.9倍（平成14年度：18社 平成18年度：70社）に増えており、全国の3.0倍（平成14年度：531社 平成18年度：1590社）を上回る増加率となっている。

県内の大学発ベンチャーは、機械・装置分野の企業が30%を占めており、全国の18%

と比べて、突出している。

内 容

公的な研究開発資金等により、大学等の研究者が自らの研究成果を活用して、事業化を行う取り組みを促進する。

実施体制

主体：大学、公的研究機関

連携：愛知県、弁理士会

13. 学生や研究者への知的財産教育の充実

目 的

学生への知的財産についての教育や研究者の知的財産に対する意識啓発を進める研修の充実を図る。

現 況

アンケートによれば、何らかの形で理系の学生へ知的財産についての教育を行っている大学等は45%、学内の研究者への知的財産研修を実施している大学等が約半数にのぼる。

内 容

関係団体の支援を受けて知的財産に関するカリキュラムの整備を図り、学生等への継続的な知的財産教育を実施する。

実施体制

主体：大学、公的研究機関

連携：愛知県、「あいち知的財産人材サポーター」、発明協会、弁理士会、弁護士

14 研究者や知的財産関連人材の産業界との交流促進

目 的

大学、公的研究機関において、企業における有用な知的財産関連人材と、研究者と交流を進める。

現 況

アンケートによれば、3分の1の大学等に企業の役員を兼務している理系の教員がおり、そのうち1大学あたり平均5.3人が、役員に就任している。

また、約2割の大学等で、民間の知的財産経験者を知的財産管理部門や知的財産担当教

官として受け入れている。

内 容

大学、公的研究機関における知的財産管理や教育の場において、企業から知的財産関連人材の受け入れを行うとともに、大学等の研究者が企業経営の知識、経験を深める取り組みを進める。

実施体制

主体：大学、公的研究機関

連携：愛知県、弁理士会、経済団体、企業、「あいち知的財産人材サポーター」等

15 社会人向けの高度な知的財産教育の充実

目 的

技術経営や法務に関連する専門大学院において、社会人向けの高度な知的財産教育を推進する。

現 況

大学院に知財戦略コースを設置する大学ができるなど、この地域においても高度な知的財産教育が受けられる環境が整いつつある。

内 容

大学院等において、社会人を対象に知的財産に関する高度な教育を展開する。

実施体制

主体：大学、経済団体、企業

連携：愛知県、企業、弁理士会、弁護士

(3) 産・学・行政が連携し取り組む方策

取り組み方策の内容	実施時期	掲載頁
16 「愛知の発明の日」の推進	~22年度	48
17 地域の知財力を高める社会基盤の整備		
(1)「あいち知的財産人材サポーター」の活用促進	~22年度	49
(2)知的財産関連人材のネットワークづくりの推進	20~22年度	49
(3)先行技術調査機関の機能充実による地域知財力の強化	~22年度	50
(4)地域金融機関における知的財産関連金融事業の取り組み強化	~22年度	51
(5)特許等知的財産の流通・移転の促進	~22年度	52
(6)支援施策の周知の強化	~22年度	53
18 他機関との連携強化		
(1)知的財産関連機関との連携強化	~22年度	54
(2)中小企業の身近な相談相手(金融機関、税理士、中小企業診断士)との連携	20~22年度	55
19 知的財産立県を担う人材づくりの推進		
(1)知的財産立県を担う幅広い知的財産研修の推進	~22年度	56
(2)少年少女発明クラブなど地域における若年者向け啓発活動の推進	~22年度	56
(3)教育における知的財産教育の取り込み	~22年度	57
20 先端分野における共同研究・事業化の推進	~22年度	58
21 「知の拠点」づくりによる研究機能の充実	~22年度	59
22 知的財産としての地域資源の創造・活用の促進		
(1)地域資源のブランド化の推進	20~22年度	59
(2)コンテンツ制作の人材の集まるビジネス環境づくり	~22年度	60

16 「愛知の発明の日」の推進

目 的

産学行政が連携して、知的財産を大切にする風土づくりに向けた企業・県民の意識の醸成を図る事業を展開する。

現 況

「知的財産を大切にする風土づくり・基盤づくり」を進めるため、平成 16 年度より 8 月 1 日を「愛知の発明の日」と定め、毎年シンポジウム等を開催。

また、第 1 回愛知の発明の日に「知的財産尊重宣言」を制定し、企業を中心に賛同者の募集を推進（平成 20 年 1 月 31 日現在 賛同者 233 社（名））

内 容

○知的財産を大切にする風土づくりに向けて、「愛知の発明の日」の記念事業を通じて、知的財産立県に向けた発明（知的財産創造）機運の底上げを図っていく。

○企業、大学、関係団体等においては、「愛知の発明の日」を始めとして、組織内外で、以下のような知的財産に関する意識啓発の取り組みを進める。

- ・組織内における知的財産研修等啓発の実施
- ・知的財産尊重宣言の実施、導入
- ・知的人材・企業の発掘とマスコミなどを通じた P R
- ・発明協会等の発明顕彰活動や少年少女発明クラブ等の活動、市民主体の発明研究会等の地域活動と連携した知的財産を大切にする風土づくりを推進 など

目 標

プラン策定前：なし

平成 22 年度：知的財産尊重宣言の実施、導入企業等 1,000 社以上

実施体制

主体：愛知県、企業、大学、発明協会、弁理士会、経済団体

連携：国、マスコミ（新聞、テレビ等）、知的財産協会、県内市町村



17 地域の知財力を高める社会基盤の整備

(1)「あいち知的財産人材サポーター」の活用促進

目 的

産・学・行政が連携して、知的財産に関し有能な人材（企業OBなど）のネットワーク化を進め、こうした人材の活用により中小企業の知的財産活動を支援する。

現 況

知的財産や技術開発に関して豊富な経験を持つ大企業等のOB人材を組織化し、中小企業からの依頼に応じマッチングを行う事業を平成18年11月に開始。

あいち知的財産人材サポーターの登録数29名（平成19年11月末現在）。

内 容

知的財産に関し有能な企業OB等の人材を活用して、人材の不足する中小企業などが実施する知的財産に関する研修、講演などの啓発普及や相談を行う「あいち知的財産人材サポーター」について、人材の登録増を図るとともに、中小企業等への支援を推進する。県が実施する知的財産立県づくりのための各種施策において、「あいち知的財産人材サポーター」の積極的な活用を進める。



目 標

プラン策定前：なし

平成22年度：人材サポーターの登録数100人以上

人材サポーターによる中小企業等支援 100社以上

実施体制

主体：愛知県、NPO、企業など

連携：国、弁理士会、弁護士会、TLO、金融機関など

17 地域の知財力を高める社会基盤の整備

(2)知的財産関連人材のネットワークづくりの推進

目 的

知的財産専門家はもとより、それ以外の専門家（公認会計士や経営コンサルタント等）

をネットワーク化し、中小企業での知的財産を活用した事業展開を支援する。

現 状

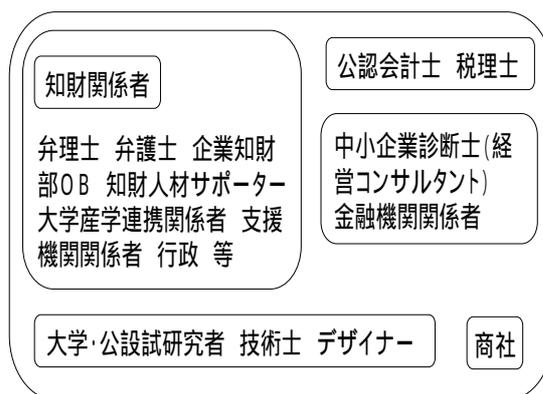
日本弁理士会東海支部、愛知県弁護士会、日本会計士協会東海会、東海税理士会、名古屋税理士会等により名古屋自由業団体連絡協議会が作られ、よろず相談会等が行われている。

内 容

総合的に中小企業の知的財産活動を支援できるように、知的財産専門家や知的財産人材サポーターに加え、公認会計士や経営コンサルタントなど知的財産以外の専門家も含めてネットワーク化を図る。

ネットワークへの新規参加を促すとともに、既参加者の交流を促進するため、知的財産をテーマにした交流研究会を定期的開催する。

知的財産関連人材ネットワークのイメージ



目 標

現 在：なし

平成22年度：ネットワークへの登録数 100人以上

実施体制

国、愛知県、弁理士、弁護士、企業知的財産部OB、知的財産人材サポーター、公認会計士、経営コンサルタント、大学・公設試験研究機関研究者、デザイナーなど

17 地域の知財力を高める社会基盤の整備

(3) 先行技術調査機関の機能充実による地域知財力の強化

目 的

産・学・行政が連携し、県内企業等の人材を活用して先行技術調査の当地域での展開を図り、特許審査の迅速化に寄与するとともに、中小企業等の知的財産の創造、保護等の取り組みを支援する。さらに、調査機関の事業展開のなかで人材の集積や知的財産情報発信の拠点としての機能整備も図る。

現 況

(16年度)

- ・平成16年10月 新会社(テクノサーチ株式会社)の設立登記を申請
- ・平成17年3月 特許庁に登録調査機関として登録

(17年度)

- ・平成17年4月 会社業務運営開始
- ・3区分(動力機械、運輸、一般機械)の先行技術調査を実施(年間約3,000件)

(18年度)

- ・先行技術調査実施件数を倍増(約3000件 約5900件)、サーチャ-の増強(55人 68人)

内 容

- 全国初の民間の特許庁登録調査機関であるテクノサーチ(株)において特許審査案件の先行技術調査を図ることにより、この地域の主要産業に関係の深い技術分野を中心に、特許審査処理の迅速化に寄与する。
- さらに、先行技術調査の事業を進めるなかで、この地域の知的財産の人材の集積が進むことから、この人材の集積を活用して中小企業等の知的財産の取り組みを支援する。また、このテクノサーチ(株)を核として、当地域における知的財産情報発信機能の強化を図る。

目 標

- プラン策定前：関係団体が連携して、特許庁に先行技術調査機能の本県内での整備について要望活動を実施
- 平成22年度：先行技術調査区分を7区分以上に拡大し、調査件数を大幅に増加することにより、特許審査の迅速化に貢献する

実施体制

主体：企業

連携：国、愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所、(社)中部経済連合会、大学

17 地域の知財力を高める社会基盤の整備

(4)地域金融機関における知的財産関連金融事業の取り組み強化

目 的

知的財産の創造・保護・活用、人材育成に向けて必要な資金を調達できる多様なシステムの整備を進める。

現 況

現時点では、この地域での取り組みは少ない。

16年度に流通やコンサルティング等の知的財産ビジネスのニーズ調査を実施したが、当面は難しいという結果

内 容

金融機関向けの普及啓発事業を実施する。

地域金融機関等関係者により、知的財産関連金融にかかる研究会を開催する。

中堅・中小企業向けに知的財産を対象とした資金供給手法の普及を図る。

知的財産を適切に評価できる目利き人材を育成することにより、知的財産を対象とした融資や投資を促進する。

目 標

プラン策定前：知的財産関連金融の取り組みほとんどなし

平成22年度：地域の主要金融機関での取り組み実施

実施体制

主体：金融機関、証券会社、国、愛知県

連携：企業、経済団体など

17 地域の知財力を高める社会基盤の整備

(5)特許等知的財産の流通・移転の促進

目 的

企業や大学における知的財産の創造や活用を進めるために、民間における技術移転等を通じて、未利用（潜在的に利用可能性のある）特許等の知的財産の活用・流動化を促進する。また、基礎的であり、権利として弱い傾向がある大学等の知的財産の事業化に向けて、大学自らが、必要な試作機能を持つことにより、知的財産を事業化するまでの時間の短縮や技術手段の絞り込みを図り、企業への円滑な技術移転を促進する。

現 況

知的所有権センターの特許流通アドバイザーによる流通業務推進

（18年度実績）企業への指導・相談件数 489 件、成約件数 31 件

大学等においてインキュベーション施設については徐々に整備されてきている。

H14	名古屋大学ベンチャー育成施設 (1,000 m ²)
H16	名古屋工業大学インキュベーション施設 (1,100 m ²)
H16	豊橋技術科学大学インキュベーション施設 (1,000 m ²)
H16	インキュベート・オフィス・康生〔岡崎市〕(1,200 m ²)
H16	サイエンス交流プラザ〔名古屋市〕(2,100 m ²)
H17	名古屋医工連携インキュベータ(3200 m ²)

内 容

大学や公的試験研究機関の特許等の企業への流通を促進するとともに、大企業を中心に保有する未利用(潜在的利用可能性のある)特許について公開し、積極的に企業と企業、大学等研究機関と企業の連携を推進することにより、中小・ベンチャー企業への技術移転を促進する。

TLO、技術移転仲介、知的財産コンサルティングや知的財産評価、知的財産投資等知的財産ビジネス振興の促進を図る。

大学等において試作機能を持つベンチャーラボやインキュベーション機能の充実を図る。

目 標

交流会の開催

プラン策定前：4回/年（主催；東海ものづくり創生協議会）

平成22年度：10回/年（主催；東海ものづくり創生協議会等）

開放特許数

プラン策定前：652件（愛知県知的所有権センター）

平成22年度：1,300件（2倍へ）

特許流通にかかる人材養成

プラン策定前：特許流通アドバイザー2名配置（愛知県知的所有権センター）

平成22年度：特許流通アドバイザー2名+アシスタントアドバイザー2名配置
（愛知県知的所有権センター）

試作機能

プラン策定前：大学の一部において試作機能等を整備

平成22年度：大学・研究機関において試作機能を整備・充実

実施体制

主体：企業、東海ものづくり創成協議会、大学、公的研究機関、TLO

連携：国、愛知県、弁理士等

17 地域の知財力を高める社会基盤の整備

(6) 支援施策の周知の強化

目 的

中小企業に対する支援施策の周知が十分でないという課題を踏まえ、各種支援施策の周知を強化する。

内 容

記者発表、機関誌、HP、メールマガジン等により、施策の周知を図る。

中小企業の身近な相談役である金融機関や、税理士、中小企業診断士等との連携を図り、

どこに行けば知的財産に関する相談ができるのか、あるいは情報が入手できるのかといった情報が中小企業に到達しやすくするようにする。
各種イベントを活用し、施策の周知を図る。

目 標

現 在：施策周知度が不十分

平成22年度：施策周知度の向上（企業へのアンケートにより把握）

実施体制

主体：国、愛知県、発明協会、弁理士会

連携：金融機関、税理士、中小企業診断士、各商工会議所、各商工会等

18 他機関との連携強化

(1)知的財産関連機関との連携強化

目 的

国、発明協会愛知県支部、日本弁理士会東海支部等他機関との連携を通じて、人的・物的資源や情報の共有化を進めることにより、知的財産関連機関全体の機能向上を図る。

現 況

中部知的財産戦略本部との連携

「中部知的財産関連機関連絡会」を中心に、各種イベントや各地域事業等の情報のネットワーク化を推進。

内 容

「国の支援事業との連携による成功モデルづくり」により中部経済産業局との連携事業を展開するとともに、弁理士会東海支部や発明協会愛知県支部等関係機関と、事業面及び施策周知面での連携強化を図る。

県内の知的財産に関する各種相談窓口が連携して、情報交換や研修等ネットワークの強化を図るとともに、相談窓口機能の集約化について検討を進めることにより、相談者がより適切な相談先に早期に到達するなど、相談者の利便性の向上を図る。

本県で実施されている各機関による知的財産に関する各種サービスについて、知的財産権関係5機関連絡会議や、中部知財関連機関連絡会等を通じて連携を強化することにより、それぞれが持つ知的財産や知的財産に関連する有能な人材、知的財産の創造・保護・活用に関連する施策情報等を、中部知的財産戦略本部のHP等を活用し、ネットワーク化し、総合案内機能の充実を図る。

目 標

プラン策定前：知的財産に関する関係機関が、それぞれ個別に事業・機能展開

平成22年度：地域における知的財産に関するサービス機能の向上と情報発信機能の高まりにより、利用者にとって認知度や利便性が向上。地域全体として、知的財産に関する情報発信の拠点として評価を得る。

実施体制

主体：国、愛知県、発明協会、弁理士会

連携：各商工会議所、各商工会等

18 他機関との連携強化

(2) 中小企業の身近な相談相手（金融機関、税理士、中小企業診断士等）との連携

目 的

知的財産に関する知識や情報が乏しい中小企業により多く情報が到達する体制を充実する。

現 況

県知的所有権センター（刈谷市）において、アドバイザーが特許流通や特許検索相談等を実施。

平成18年7月に「特許総合相談窓口」を設置し、相談機能を強化。

内 容

中小企業の身近な相談役である金融機関や、税理士、中小企業診断士等との連携を図り、中小企業に、どこに行けば知的財産に関する相談ができるのか、あるいは情報が入手できるのかといった情報が到達しやすくするようにする。

中小企業の身近な相談役である金融機関や、税理士、中小企業診断士等により、知的財産に関する問題を抱える中小企業を、専門的な相談機関へ橋渡しできるような体制をつくる。

目 標

プラン策定前：県と金融機関、税理士、中小企業診断士等との情報交換 なし

平成22年度：県と金融機関、税理士、中小企業診断士等との定期的な情報交換会の実施

実施体制

国、愛知県、金融機関、弁理士会、弁護士会、発明協会、税理士、中小企業診断士等

19 知的財産立県を担う人材づくりの推進

(1)知的財産立県を担う幅広い知的財産研修の推進

目 的

産・学・行政がそれぞれの特質を活かして、知的財産の創造、保護、活用に向けた人材育成のための教育を幅広く展開するとともに、知的財産に関する人材の育成支援を進める。

現 況

弁理士会東海支部、地元市町村と連携して、休日パテントセミナーを開催。セミナー等の開催にあたり、商工会議所等と連携し、PRを実施。

内 容

国、発明協会、弁理士会、大学、中小企業関係団体、市町村との連携により、知的財産に関するセミナーを県内各地域において実施する。

目 標

プラン策定前：国、県、発明協会、弁理士会等がセミナーを実施

平成22年度：各機関が連携して様々なニーズに対応したセミナーの実施・体制の充実

実施体制

主体：国、愛知県、市町村、発明協会、弁理士会、大学、中小企業団体等

連携：国、愛知県、市町村、発明協会、弁理士会、大学、中小企業団体等

19 知的財産立県を担う人材づくりの推進

(2)少年少女発明クラブなど地域における若年者向け啓発活動の推進

目 的

次代の愛知を担う若年に対して、少年少女発明クラブの仕組みなどを通して、発明や科学に対する関心を高めさせることにより、知的財産の重要性に対する意識の啓発を進める。

現 況

発明協会愛知県支部と連携して、少年少女発明クラブの設置を支援。

(プラン策定前) 6ヶ所

(19年7月現在) 17ヶ所

全国1位のクラブ数となった。



内 容

少年少女発明クラブなど地域における科学やものづくりに対する啓発活動を推進する。発明協会における発明表彰制度の一層のPR、大学や地場産業における発明や知的財産創出を重視した表彰制度の充実、市民による発明活動を支援する。

目 標

プラン策定前：少年少女発明クラブ、刈谷など6地域
平成22年度：県全域がカバーできる少年少女発明クラブの設置

実施体制

主体：発明協会、市町村、商工会議所、商工会、愛知県
連携：国、企業

19 知的財産立県を担う人材づくりの推進

(3)教育における知的財産教育の取り込み

目 的

次代の愛知を担う若年向けに、知的財産教育を進め、知的財産立県の土台づくりを進める。

現 況

弁理士会東海支部において、小中高等学校への出前授業を実施。

「産業財産権標準テキスト」を活用した特許庁（平成19年からは（独）工業所有権情報・研修館へ業務移管）の実験協力事業へ県内の高校・高等専門学校が参加。

内 容

知的財産講習やセミナー、学生・児童発明工夫展や表彰制度などを実施している発明協会との連携、弁理士会の協力などを通じ、次代のあいちの知的財産立県を担う小中高校における発明、知的財産に関する教育及び意識啓発を推進する。

目 標

プラン策定前：なし
平成22年度：中学、高校における発明や知的財産に関する教育カリキュラムの普及

実施体制

主体：弁理士会、発明協会、愛知県
連携：国、市町村

20 先端分野における共同研究・事業化の推進

目 的

バイオ、ナノテクノロジー分野における産・学・行政連携による共同研究を積極的に進め、知的財産の活発な創造や、事業化、ベンチャー企業の創出の促進を図る。

現 況

東海バイオものづくり創生プロジェクトの実施

あいち健康長寿産業クラスター推進協議会による取り組み

知的クラスター創成事業の実施

地域新生コンソーシアム事業の実施

特許の分野別上位出願人（2005年公開）で、「18 バイオ、ビール、酒類、糖工業」分野でトヨタ自動車株式会社（豊田市）が12位に、「19 遺伝子工学」分野でミツカングループ本社（半田市）が4位にランクイン。

内 容

国、NEDO や JST の公募型の共同研究事業を積極的に提案、実施し、知的財産の創造と権利化、事業化推進やベンチャーの創出を図る。

既存の活動と連携しつつ、知的財産創造を目指した産・学・行政連携による共同研究を進め、バイオ関連分野の知的財産の創造と権利化、事業化による活用に取り組む。

農産物では、愛知県農業総合試験場等が関係機関と連携し、種苗の模倣被害を検証する技術開発を進め、あいち産の種苗（育成者権）の知的財産保護、活用を図る。

産業クラスター計画等の産学行政のネットワークづくりの取り組みと連携し、知的クラスター創成事業等ナノテクノロジー分野における共同研究を通じて、大学等で創造される研究成果を知的財産として権利化し、より競争力あるナノテクノロジーの事業化、ベンチャー企業の創出を図る。

目 標

公募型共同研究

プラン策定前：公募型の共同研究開発事業の実施（主要事業において23件以上）

平成22年度：公募型の共同研究開発事業の実施（主要事業において30件以上）

バイオ分野における共同研究

プラン策定前：バイオ関連特許出願上位20位企業に愛知県の法人等なし

平成22年度：同上位20位企業に愛知県の法人1社・機関以上

主要な種苗に対する模倣検証技術の確立と実用化

ナノテクノロジー分野における共同研究

プラン策定前：ベンチャー企業1社、特許登録46件

平成22年度：ベンチャー企業10社、特許登録100件

実施体制

主体：企業、大学、公的研究機関等

連携：国、愛知県、経済団体等

21 「知の拠点」づくりによる研究機能の充実

目 的

「知の拠点」の整備及びそこでの取り組みを呼び水として、大学等の研究成果をモノづくり産業の技術革新（イノベーション）につなげ、既存産業の高度化や次世代産業の創出を図る。

現 況

産学連携による研究を支える研究支援施設については、共同研究スペースが質量ともに十分ではない。

「知の拠点」基本計画の策定（平成 19 年 3 月）

内 容

産・学・行政による共同研究開発を実施する場として知の拠点（仮称）を整備。

目 標

プラン策定前：知の拠点（仮称）未整備

平成 22 年度：知の拠点（仮称）の供用開始

実施体制

主体：愛知県、科学技術交流財団

連携：大学、企業、公的試験研究機関

22 知的財産としての地域資源の創造・活用の促進

(1) 地域資源のブランド化の推進

目 的

文化財、歴史的建造物、鉱工業品、農林水産物などの地域資源をブランド化することにより、地域の活性化を図る。

現 況

平成 18 年 4 月からスタートした地域団体商標制度については、平成 19 年 11 月 30 日現在、愛知県内から 25 件出願がされ、7 件が登録査定されている。

内 容

地域団体商標制度のPRを推進し、地域団体商標への出願を促進する。

地域に眠る、観光資源として人々の着目されていない地域資源を、観光資源として磨き上げる。

愛知県産の農林水産物について、ブランド化を推進する。

目 標

(地域団体商標)

現 在：登録査定 7件(平成19年11月末現在)

平成22年度：登録査定 14件

(観光ブランド)

現 在：なし

平成22年度：観光ブランド推進体制の構築

(農林水産物)

現 在：農産物ブランド化重点品目の推進 6品目

平成22年度：農産物ブランド化重点品目の推進 6品目

現 在：あいちの伝統野菜の産地化 11品種

平成22年度：あいちの伝統野菜の産地化 15品種

実施体制

国、愛知県、市町村、経済団体、観光団体、旅行事業者、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等

22 知的財産としての地域資源の創造・活用の促進

(2) コンテンツ制作の人材の集まるビジネス環境づくり

目 的

関係団体、企業及び行政が連携して、情報コンテンツ関連の知的財産の創造・活用を推進する。

現 況

愛知県内にはIT・デジタルコンテンツ系の大学・専門学校が集積し多くの人材を輩出しているが、デジタルコンテンツ系産業は東京一極集中の状況が続いている。

デジタルコンテンツに対する県民の理解を深めるため、平成17年度に「ジャパン・デジタル・アニメーション・フェスティバル」、「地域デジタルアーカイブ全国フォーラム」、平成19年度に「全映協フォーラム2007 in 名古屋」を開催。

当地域に適合したデジタルコンテンツにかかるビジネスを創出するために、平成19年度に技術伝承を素材としたモデル事業として「デジタルコンテンツ利活用促進事業」を

実施。

内 容

平成19年度に創設した「愛知デジタルコンテンツ コンテスト」を継続し、デジタルコンテンツにかかる学生・若者の人材育成を進める。さらには企業誘致による就職先の確保を図り、デジタルコンテンツ系の大学・専門学校の卒業生が地元で定着できるようにする。

目 標

プラン策定前：なし

平成22年度：デジタルコンテンツ系企業の拠点形成

実施体制

主体：経済団体、NPO等関連団体

連携：愛知県、情報関連企業、業界団体

(4) 行政(県)が主体的に取り組む方策

取り組み方策の内容	実施時期	掲載頁
23 中小企業の知的財産活用能力の強化		
(1)開発、製品化、販売の各段階で中小企業を総合的・継続的に支援する体制整備	20～22年度	63
(2)知的財産に関する相談機能の強化・充実	～22年度	64
24 中小企業の海外での権利保護に対する支援		
(1)特許、意匠、商標の海外出願に対する経済的支援	20～22年度	65
(2)アジア等経済連携等を通じた模倣品対策の実施	20～22年度	65
25 営業秘密等管理体制構築への支援	20～22年度	66
26 知的財産の創造・活用の促進		
(1)知的財産に関する県職員の意識改革の推進	～22年度	67
(2)県機関の知的財産の創造・活用の促進	～22年度	67

23 中小企業の知的財産活用能力の強化

(1) 開発、製品化、販売の各段階で中小企業を総合的・継続的に支援する体制整備

目 的

特許等知的財産を活用した製品を開発し事業化しようとする中小企業やベンチャー企業が、知的財産を活用することにより競争力を高めるといふ、知的財産戦略を活用した中小企業の成功事例をつくることにより、知的財産を活用することの重要性を効果的に啓発する。

現況

平成 16～18 年度に、3 社に対しモデル事業を実施。

内 容

知的財産を活用した新製品を開発し事業化しようとする中小企業に対し、基礎研究・製品企画、応用研究開発、製品化、販路開拓の各段階で総合的・継続的に支援するハンズオン支援を実施。

知的財産戦略の策定（地域中小企業知的財産戦略支援事業を組み入れ）を基本として、長期（3 年）にわたり専門家の支援チームによる継続的アドバイザリングを実施するとともに、各種支援制度の活用を支援する。

目 標

プラン策定前：県支援による知的財産を活用したベンチャー企業・中小企業なし

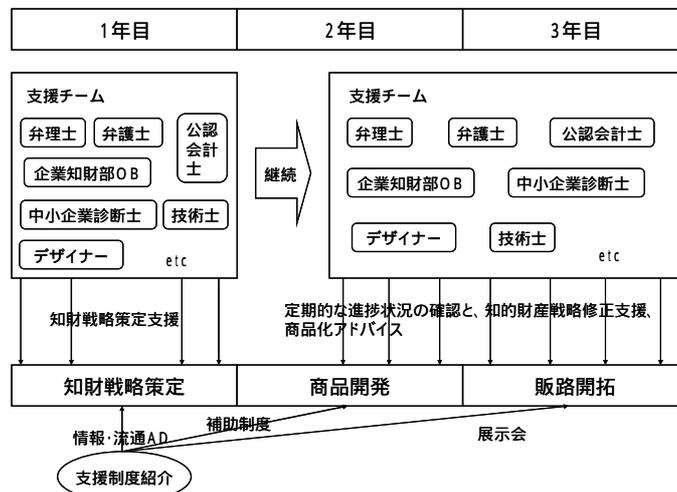
平成 22 年度：知的財産を活用して事業化を達成したベンチャー企業・中小企業 10 社

実施体制

主体：国、愛知県

連携：あいち産業振興機構、弁理士会、弁護士会、大学、公的研究機関等

中小企業に対するハンズオン支援事業の展開例



23 中小企業の知的財産活用能力の強化

(2) 知的財産に関する相談機能の強化・充実

目 的

知的財産の相談啓発に取り組む関係団体と連携、協力し、特許にかかる出願や紛争など知的財産に関する相談窓口機能を充実整備するとともに、知的財産を大切にす啓発の取り組みを進め、中小企業等の知的財産に関する問題解決を支援する。

現 況

県知的所有権センター（刈谷市）において、アドバイザーが特許流通や特許検索相談等を実施。

平成 18 年 7 月に「特許総合相談窓口」を設置し、相談機能を強化。

内 容

県知的所有権センターにおいて、特許流通アドバイザーによる、大企業や研究機関が保有する特許から活用可能なものの調査、特許取引に関する相談指導、特許流通の説明会・講演会等を実施する。

県知的所有権センターにおいて、特許情報活用支援アドバイザーによる、IPDL や特許情報の活用について説明会、先行技術調査や特許管理に関する指導・相談、研究開発動向調査（特許マップ作成）に関する指導・相談等を実施する。

特許総合相談窓口で、既存の支援機関では該当しないような案件や、どこに相談すべきかわからない案件について、相談内容に応じて一次対応後、弁護士会、弁理士会、発明協会、各種支援機関と連携した相談・対応を行う。また、相談内容が多岐にわたるような場合は、専門的な知識を有するスーパーアドバイザーにより対応する。

目 標

プラン策定前：愛知県知的所有権センター相談件数等 約 800 件（年間実績）

知的財産を保有する中小企業 34.7%（アンケート）

特許総合相談窓口 なし

平成 22 年度：愛知県知的所有権センター相談件数等 1,600 件（2 倍へ）

知的財産を保有する中小企業 50 %（4 割増）

特許総合相談窓口による相談件数 100 件以上

実施体制

主体：愛知県

連携：国、発明協会、弁理士会、弁護士会 など

24 中小企業の海外での権利保護に対する支援

(1)特許、意匠、商標の海外出願に対する経済的支援

目 的

外国企業との競争力強化や、本県企業の海外でのさらなる事業拡大を誘導するとともに、模倣品の防止策として、海外出願を奨励する。

現 況

平成 16 年度より県内中小企業が海外へ特許出願する場合にその出願に要する費用の一部を助成。

海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業に対し、ジェトロが模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の情報を提供し、その侵害調査にかかった経費の一部を助成。

内 容

外国へ、特許、意匠、商標を出願しようとする中小企業に対し、その経費の一部を支援。

目 標

プラン策定前：中小企業の海外特許出願件数 4.4 件 / 社・年

平成 22 年度：中小企業の海外出願特許件数 3 倍に

実施体制

主体：国、愛知県

24 中小企業の海外での権利保護に対する支援

(2)アジア等経済連携等を通じた模倣品対策の実施

目 的

模倣品の蔓延による販売市場の喪失や、消費者に対するブランドイメージの低下、製造物責任を巡るトラブル等を防ぎ、海外で事業展開を行う本県企業の競争力強化を図る。

現 況

中国を中心に模倣品による被害が深刻化しており、国をあげての対策が課題となっている。

内 容

中国の知的財産制度の運用実態等についての情報収集と中小企業に対する模倣品対策の講習会を開催するとともに、併せて相談事業を実施する。



アジア等経済連携の一環として、中国江蘇省政府に知的財産保護を働きかけることにより、本県企業が直面する知的財産問題の解決をサポートする。

目 標

現 在：なし

平成 22 年度：中国江蘇省政府等外国政府による本県企業の知的財産にかかるサポート体制の確立

実施体制

主体：国、愛知県

連携：JETRO、企業

25 営業秘密等管理体制構築への支援

目 的

特許として出願するのではなく、ノウハウとして秘匿した方が望ましい場合もあること、また、ノウハウとして保護する場合に取るべき方法を啓発することにより、発明の戦略的保護を普及する。

現 況

平成 19 年 3 月に発生した大手地元自動車部品メーカーの社員による営業秘密の持ち出し事件を契機として、営業秘密等の管理対策が注目されており、一層、対策を強化する必要性について認識が高まっている。

内 容

営業秘密等の適切な管理の必要性を県内中小企業へ普及啓発するための講習会を開催

目 標

現 在：営業秘密の法定保護要件を「よく知っている」「およそ知っている」中小企業 42%

平成 22 年度：営業秘密の法定保護要件を「よく知っている」「およそ知っている」中小企業 60%

実施体制

主体：愛知県

連携：国、弁理士会、弁護士会等

26 知的財産の創造・活用の促進

(1) 知的財産に関する県職員の意識改革の推進

目 的

知的財産立県を推進していくため、県自らが率先して、県の研究機関の職員はもとより、一般の県職員、市町村職員の意識改革を行う。

現 況

県研究機関職員及び一般職員を対象に平成 16 年度以降、毎年研修を実施している。

内 容

知的財産立県に向けて、県をあげて県の研究機関はもとより、一般の県職員や、市町村職員の意識改革を促す知的財産に関する研修等を実施する。

目 標

プラン策定前：県研究機関職員、県、市町村職員に対する知的財産研修なし

平成 22 年度：県研究機関職員、県、市町村職員に対する知的財産研修の定着

実施体制

主体：愛知県

連携：市町村、弁理士会等

26 知的財産の創造・活用の促進

(2) 県機関の知的財産の創造・活用の促進

目 的

県機関の知的財産の創造を促進するとともに、県の知的財産の民間企業への移転・活用の促進、円滑化を図る。

現 況

平成 16 年度に愛知県試験研究機関の知的財産戦略推進方針を策定し、その中で共同研究等取扱指針、知的財産出願等取扱指針、研究成果物取扱指針を策定。

平成 16 年度に、産業労働部産業技術課（現：新産業課）知的財産グループに知的財産に関する一元化窓口を設置。

内 容

県試験研究機関における知的財産の創造と県保有の知的財産活用・流通の促進を通じて、県の試験研究機関の研究成果の社会的還元を促進する。

農林水産物の新品種（育成者権）や模倣検証技術の開発を推進する。

県の知的財産統一窓口が、民間企業に対する県の知的財産の活用方法や県との共同研究の進め方などについて、統一的な相談機能を果たすことにより、県の研究機関と民間企業を円滑につなげ、県の知的財産の活用促進などを図っていく。

各研究機関に対して、知的財産に関する相談や研修を実施するなどして、人材を育成するとともに、HP等を通じて、各研究機関が保有する知的財産について、積極的にPRして、県の知的財産の活用促進を図る。

目 標

創造

プラン策定前： 93 件（平成 14 年度末）

平成 2 2 年度： 190 件（特許（出願中のものを含む）保有件数）

活用

プラン策定前： 33 件（平成 14 年度末）

平成 2 2 年度： 100 件（実施契約累計）

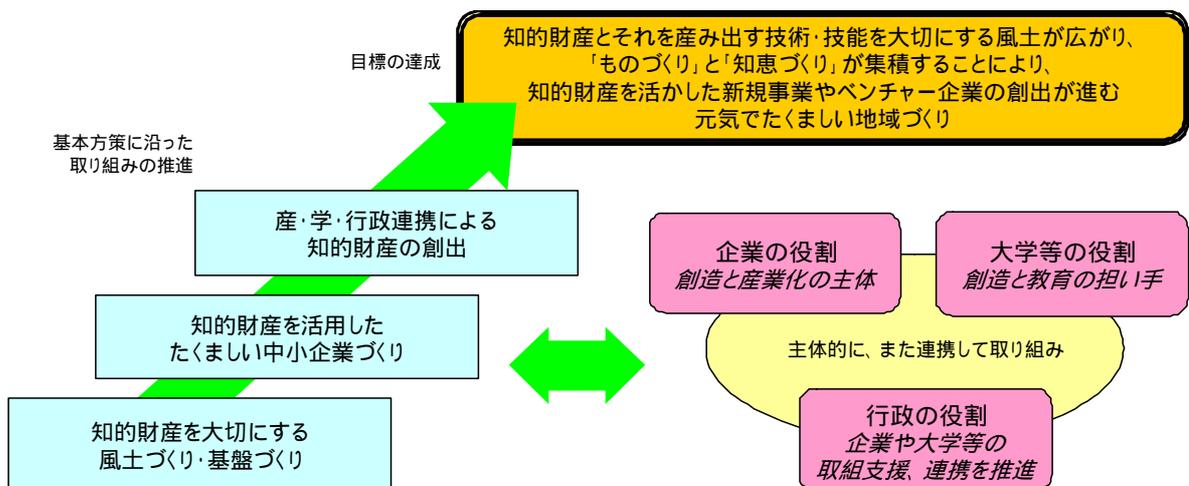
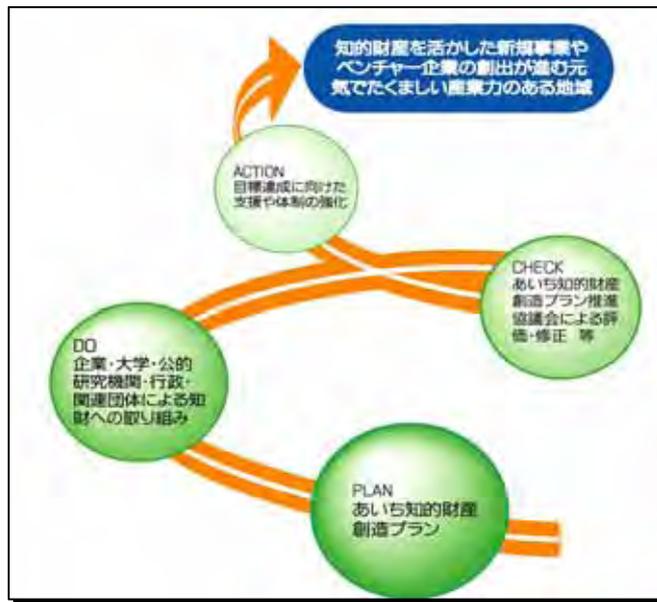
実施体制

主体：愛知県

連携：弁理士会、弁護士、企業、TLO、研究機関

あいち知的財産創造プランの推進に向けて

プランの推進にあたっては、推進主体である産・学・行政が参画する「あいち知的財産創造プラン推進協議会」において、2010年度の目標達成に向けた各主体の取り組みの評価と見直しを行っていく。この推進協議会は、毎年度、進捗状況を把握し、課題やその対応を検討し、次年度の取り組みに反映させる（PLAN - DO - CHECK - ACTION）。



参 考 资 料

あいち知的財産創造プランの体系見直しにあたっての考え方

1 「企業」、「大学等」の主体的な取り組み方策 企業が主体的に取り組む方策（変更なし）

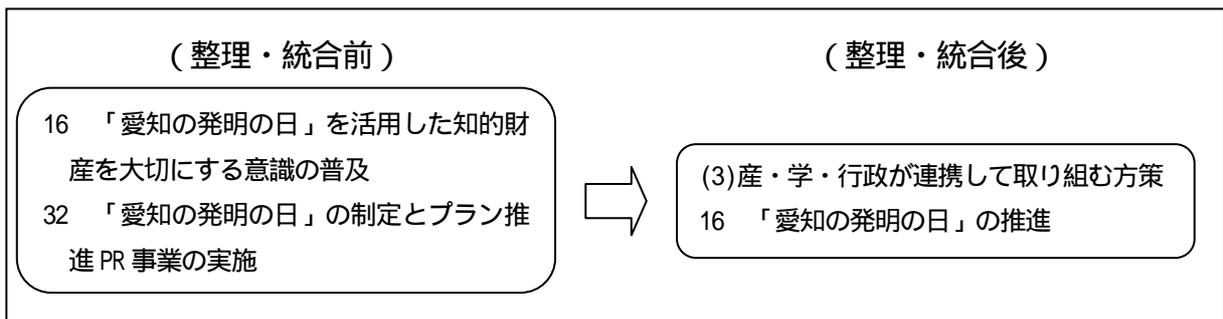
- 1 技術経営・知的財産経営による一層の経営強化
- 2 知的財産を活用した企業発ベンチャーの促進
- 3 未利用（潜在的価値のある）特許の積極的な公開による活用
- 4 知的財産管理・契約知識等の教育（専門性の高い教育、社員全般対象の教育）
- 5 独自の強みを持つ技術開発の推進とその知的財産化による競争力の強化
- 6 大学、公的研究機関及び企業間における共同研究の推進による知的財産創造の強化
- 7 知的財産を保護する契約、技術流出防止等の管理体制強化
- 8 職務発明等人材へのインセンティブ制度の見直し
- 9 行政等の実施する知的財産に関する支援施策の積極的な活用

大学等が主体的に取り組む方策（変更なし）

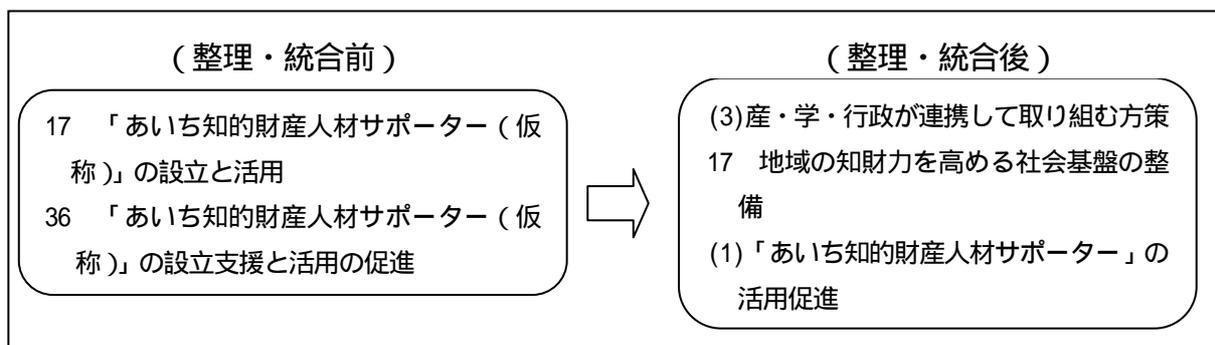
- 10 知的財産本部などの知的財産管理機能強化
- 11 研究者への社会貢献認識の啓発と業績評価における知的財産の重視
- 12 大学発ベンチャーの促進
- 13 学生や研究者への知的財産教育の充実
- 14 研究者や知的財産関連人材の産業界との交流促進
- 15 社会人向けの高度な知的財産教育の充実

2 「産・学・行政の連携による取り組み方策」、「行政（県）の主体的な取り組み方策」 の整理・統合状況

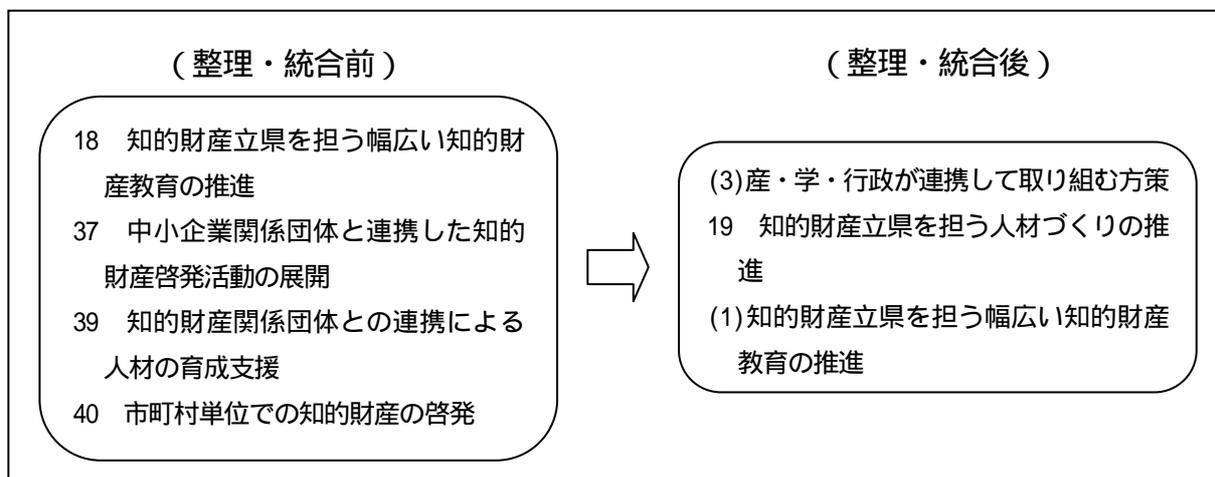
複数箇所の記述を統合、内容が類似のものを一本化するなどにより、項目数を整理(30
11 項目)



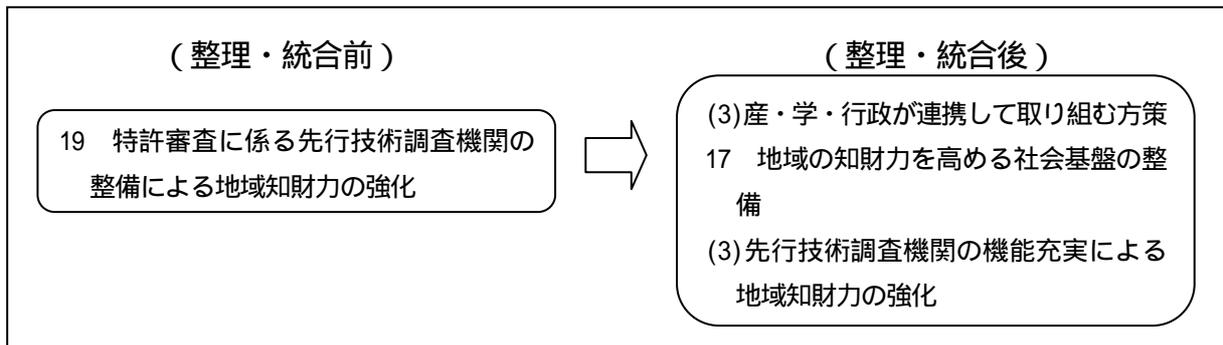
内容が重複しており、また、「愛知の発明の日」が既に制定されている今日では、その主たる使命は、「愛知の発明の日」を活用した知的財産を大切にする意識の普及にあり、今後も継続して実施していくためには発明協会愛知県支部や産業界等の協力が不可欠であると思われるので、「16 『愛知の発明の日』の推進」として整理・統合する。



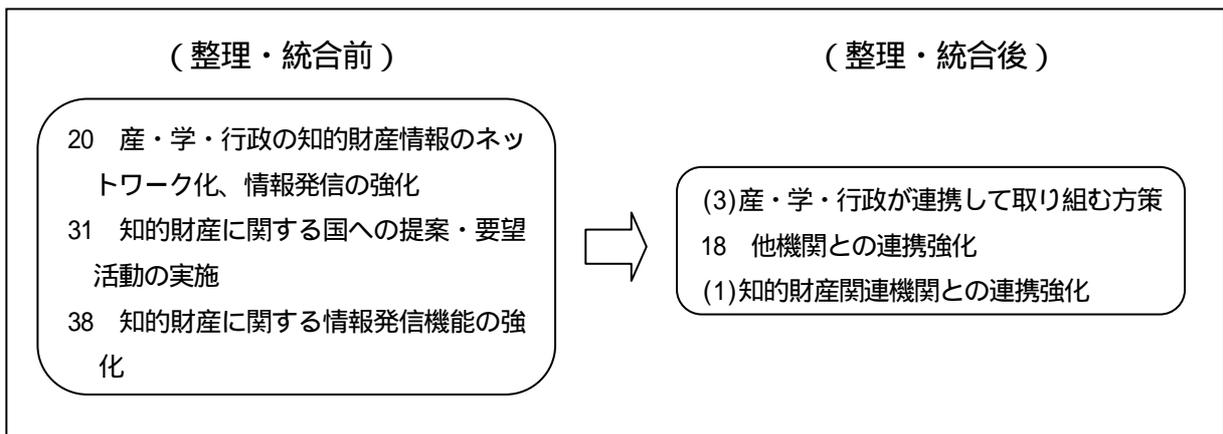
内容が重複しており、また、「あいち知的財産人材サポーター」は既に組織としては発足しており、今後は、いかに活用を促進するかが使命であり、「17 地域の知財力を高める社会基盤の整備 (1)『あいち知的財産人材サポーター』の活用促進」として整理・統合する。



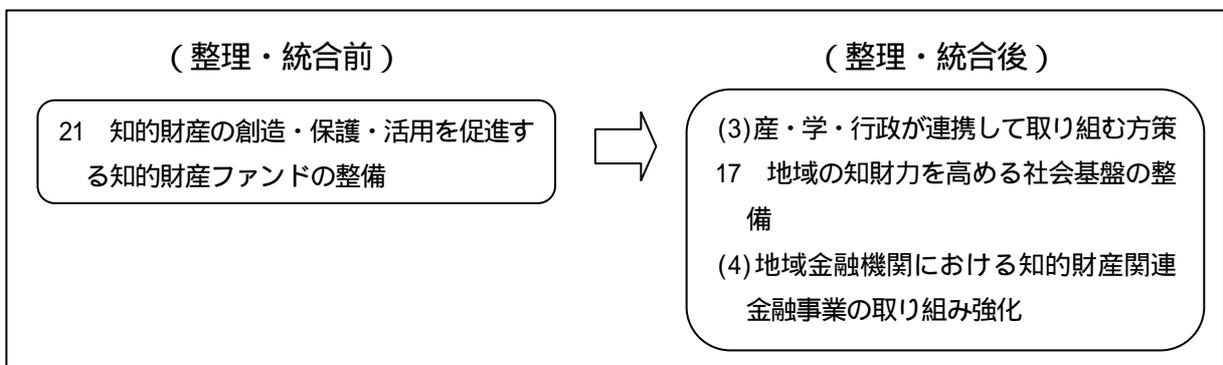
これらの項目は、いずれもセミナーを通じた知的財産に関する啓発や知的財産人材の育成等を内容としており、重複があり、また、セミナーの実施には日本弁理士会東海支部や産業界などの協力が不可欠であるため、「19 知的財産立県を担う人材づくりの推進 (1)知的財産立県を担う幅広い知的財産教育の推進」として整理・統合する。



先行技術調査機関であるテクノサーチ株式会社は、設立済みであるが、テクノサーチ株式会社の機能充実により、地域に知的財産人材が還元されることが期待されるため、「17 地域の知財力を高める社会基盤の整備 (3)先行技術調査機関の機能充実による地域知財力の強化」として整理する。

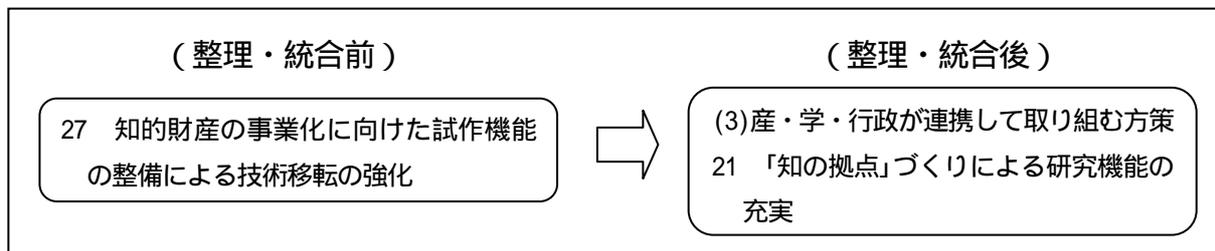


これらの項目は、関係機関との連携強化という点で共通しており、「18 他機関との連携強化 (1)知的財産関連機関との連携強化」として整理する。

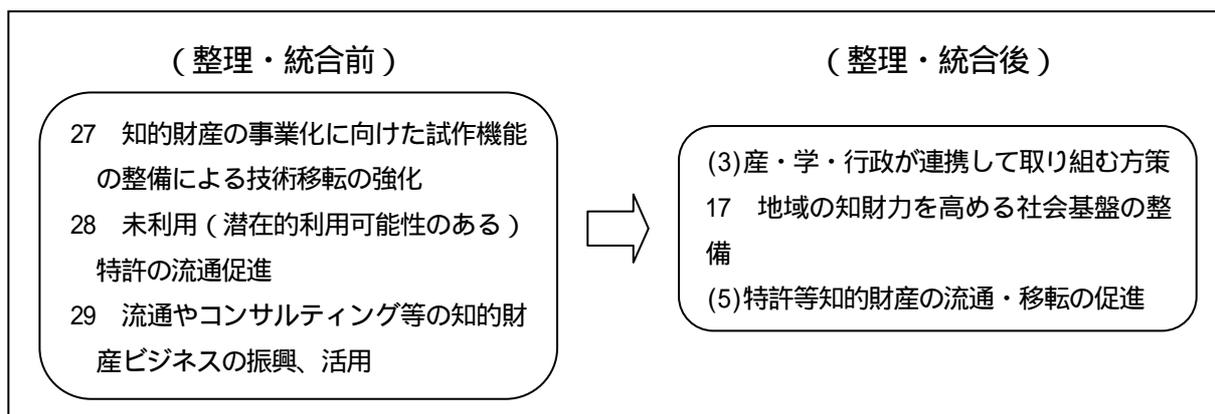


現時点では、知的財産金融のこの地域での取り組みは少ないため、地域の取り組みを促す環境整備を図る観点から「17 地域の知財力を高める社会基盤の整備 (4)地域金融機

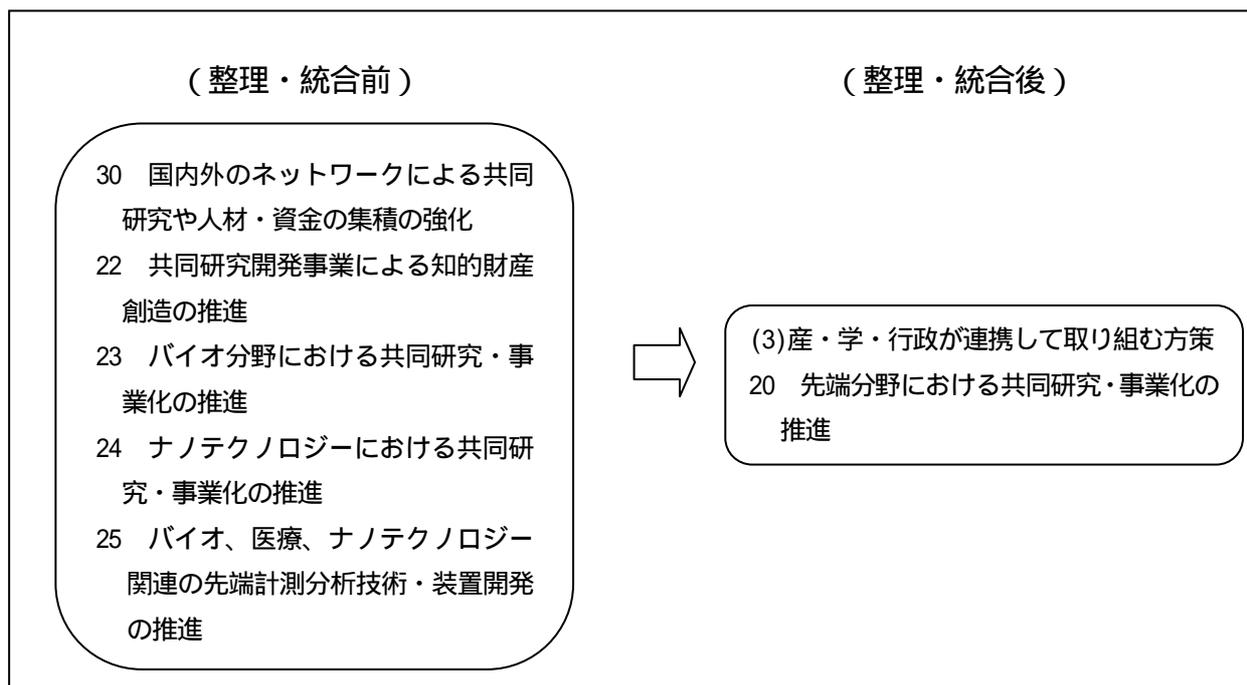
関における知的財産関連金融事業の取り組み強化」として整理する。



この項目は、試作機能の整備・充実を通じて技術移転の促進を目指すものであるが、平成18年3月に策定された第2期科学技術基本計画で、「『次世代モノづくり技術』の創造・発信を図る『知の拠点』づくり」が掲げられており、その中で試作・評価機能も整備する予定であることから、この内容を取り込んだ形で、「21 『知の拠点』づくりによる研究機能の充実」として整理する。

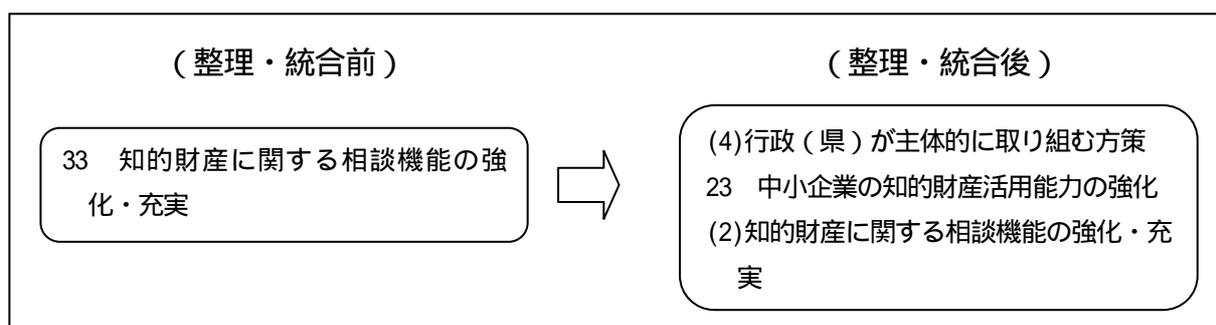


これらの項目は、知的財産の流通・移転という点で、内容的に密接な関係があるため、「17 地域の知財力を高める社会基盤の整備 (5)特許等知的財産の流通・移転の促進」として整理する。

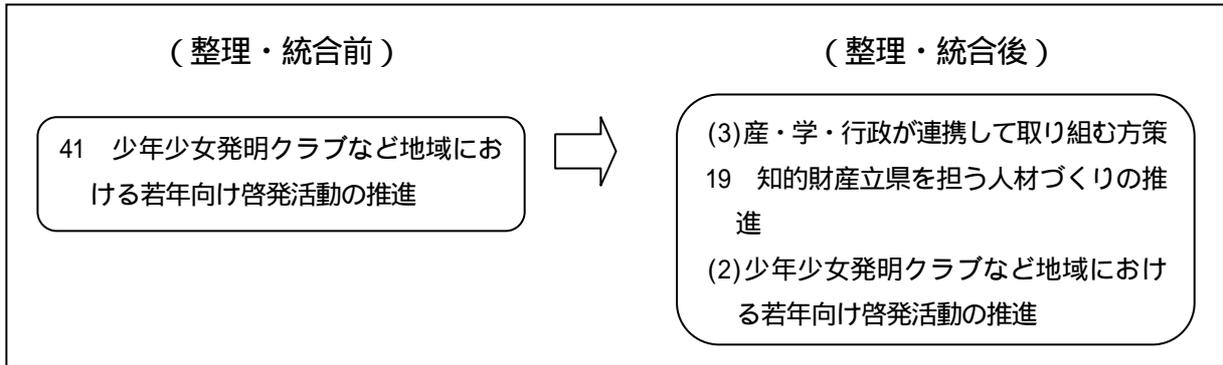


これらは共同研究による知的財産の創出や事業化という点で共通しており、「20 先端分野における共同研究・事業化の推進」として整理する。

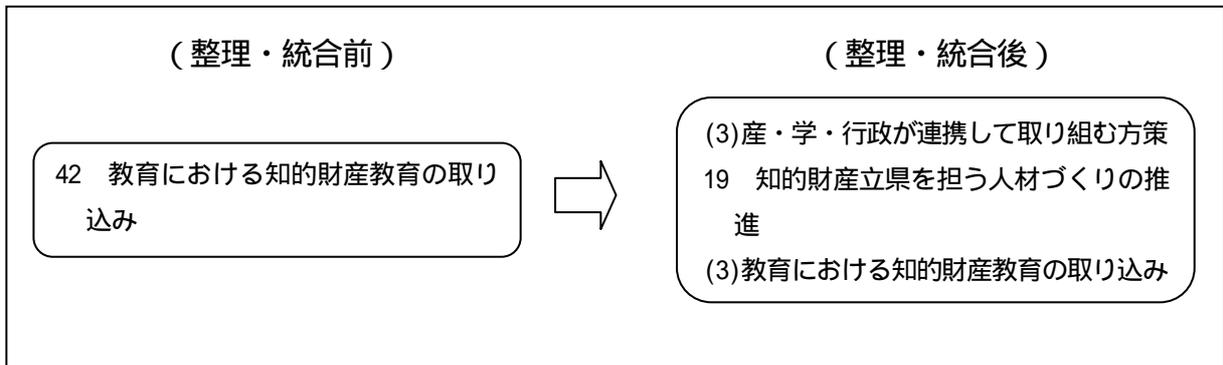
(変更なし)



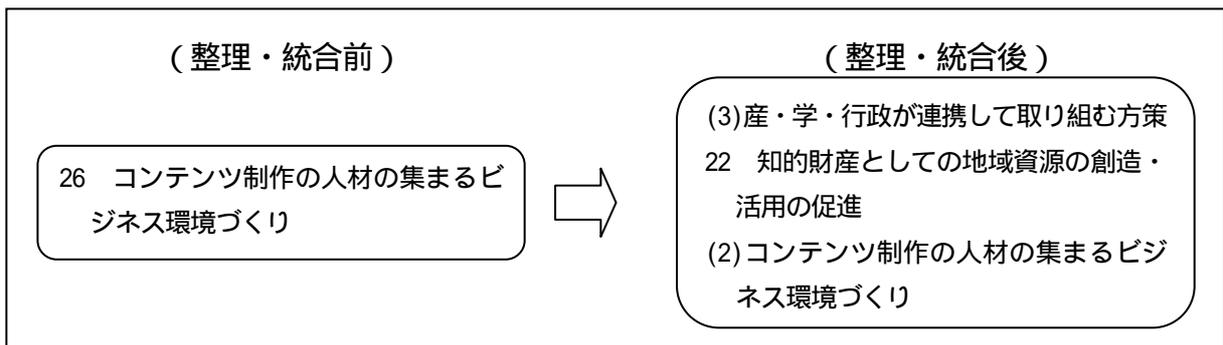
(変更なし)

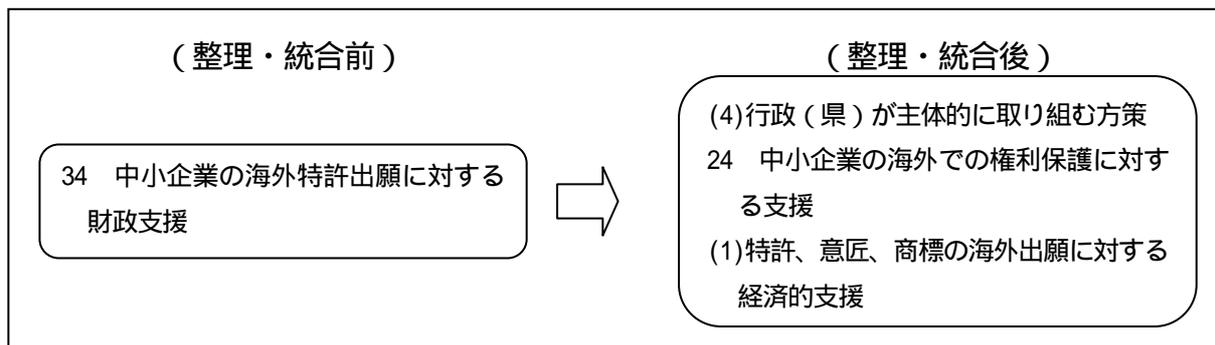


(変更なし)

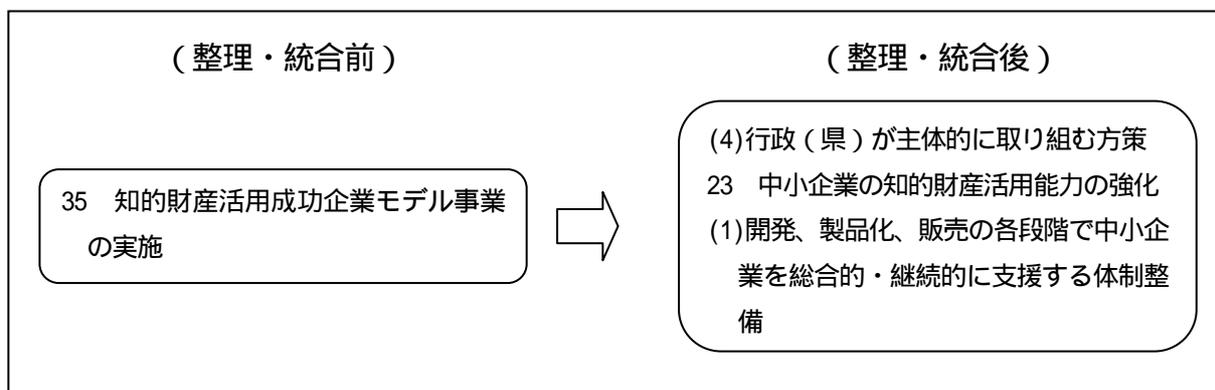


(変更なし)



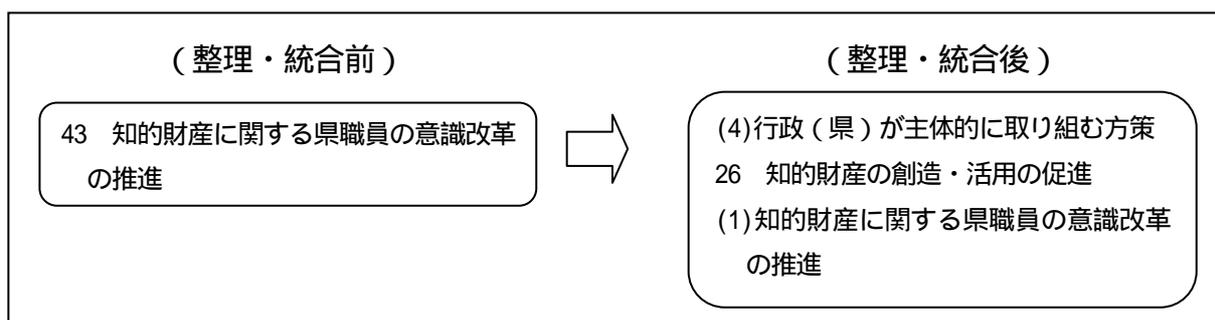


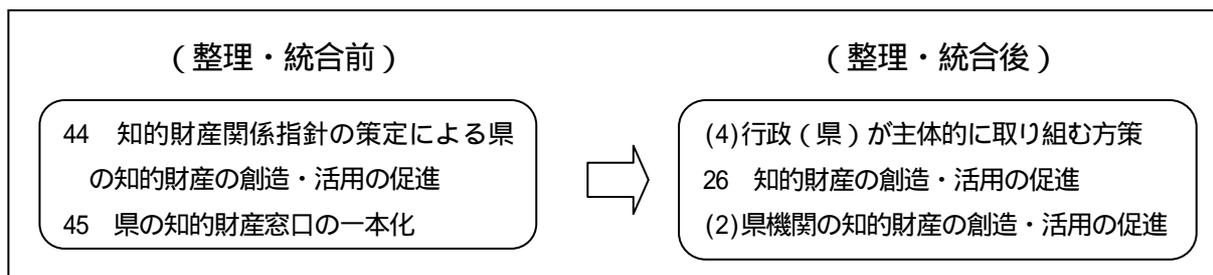
海外での模倣品被害が深刻化しており、また、模倣品は意匠権や商標権の侵害である場合が多いことから、「24 中小企業の海外での権利保護に対する支援 (1)特許、意匠、商標の海外出願に対する経済的支援」として拡充する。



モデル事業は既に終了したが、支援企業や事業に関与した外部委員等から非常に高く評価され、また、製品企画から販売までの各段階で総合的・継続的に支援する事業が存在しないことから、モデル事業を継続・発展させる事業の実施を前提として「23 中小企業の知的財産活用能力の強化 (1)開発、製品化、販売の各段階で中小企業を総合的・継続的に支援する体制整備」として整理する。

（変更なし）





県の窓口の一本化は既に行われていることから、この2つの項目を「**26 知的財産の創造・活用の促進 (2)県機関の知的財産の創造・活用の促進**」として整理する。

（新規）

- (3)産・学・行政が連携して取り組む方策
 17 地域の知財力を高める社会基盤の整備
 (2)知財関連人材のネットワークづくりの推進

知的財産活用製品の事業化の可能性を高めるためには、弁理士や知的財産部OBなど直接知的財産に関与する専門家だけでなく、経営コンサルタント、金融機関関係者、公認会計士、技術士など知的財産以外の分野の専門家が知的財産の知識を深め、連携をして支援をしていくことが大変重要と考えられるので、「**17 地域の知財力を高める社会基盤の整備 (2)知的財産関連人材のネットワークづくりの推進**」を新たに加える。

（新規）

- (3)産・学・行政が連携して取り組む方策
 17 地域の知財力を高める社会基盤の整備
 (6)支援施策の周知の強化

施策の周知については、これまでもいろいろ行ってきたが、中小企業への施策の周知が不十分という課題を踏まえ、周知の強化を図っていくことを明確にするために、「**17 地域の知財力を高める社会基盤の整備 (6)支援施策の周知の強化**」を新たに加える。

（新規）

- (3)産・学・行政が連携して取り組む方策
 18 他機関との連携強化
 (2)中小企業の身近な相談相手（金融機関、税理士、中小企業診断士等）との連携

知的財産に対する理解は高まってきているが、知的財産に対する問題意識がない場合は、情報が届かないため、知的財産の問題を認識していない相談者にも、知的財産に関するア

ドバイスが可能となるように、「18 他機関との連携強化 (2)中小企業の身近な相談相手 (金融機関、税理士、中小企業診断士等)との連携」を新たに加える。

(新規)

- (3)産・学・行政が連携して取り組む方策
- 22 知的財産としての地域資源の創造・活用の促進
- (1)地域資源のブランド化の推進

文化財、歴史的建造物、景観、農林水産物などの地域資源をブランドとして育成・確立していくことが、地域の活性化に繋がることから、「22 知的財産としての地域資源の創造・活用の促進 (1)地域資源のブランド化の推進」を新たに加える。

(新規)

- (4)行政(県)が主体的に取り組む方策
- 24 中小企業の海外での権利保護に対する支援
- (2)模倣品対策の実施

海外での模倣品被害が深刻化していることから、「24 中小企業の海外での権利保護に対する支援 (2)模倣品対策の実施」を新たに加える。

(新規)

- (4)行政(県)が主体的に取り組む方策
- 25 営業秘密等管理体制構築への支援

大手自動車部品メーカーでの社員による営業秘密の持ち出し事件を契機として、営業秘密の管理対策が注目されていることから「25 営業秘密等管理体制構築への支援」を新たに加える。

あいち知的財産創造プラン（改訂版）の検討過程

日 付	会議名等	摘 要
平成 19 年 5 月～10 月	アンケート調査の実施	県内企業等の実態を把握し、プランの見直しの基礎資料とするため、調査を次のとおり実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・企業アンケート調査 1,000 件 ・大学等アンケート調査 33 件 ・企業ヒアリング調査 17 件
平成 19 年 6 月 22 日	あいち知的財産創造プラン 推進協議会（1 回目）	プランの見直しの方向の検討
平成 19 年 8 月 2 日	あいち知的財産創造プラン 推進協議会（2 回目）	プランの中間とりまとめ案検討
平成 19 年 12 月 12 日	あいち知的財産創造プラン 推進協議会（3 回目）	プラン見直し案検討
平成 19 年 12 月 28 日～ 平成 20 年 1 月 28 日	県民意見聴取の実施	パブリックコメント制度により広く県民に意見を求めた
平成 20 年 2 月 13 日	あいち知的財産創造プラン 推進協議会（4 回目）	プラン（改訂版）とりまとめ

あいち知的財産創造プラン推進協議会開催要領

(目的)

第1条 愛知県地域における知的財産関係者が連携し、「あいち知的財産創造プラン(平成16年3月)」(以下「プラン」という。)の効果的な推進を図るため、あいち知的財産創造プラン推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(役割)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を行う。

- 1 プランに関連する各主体の活動・進捗状況を把握し、課題やその対応を検討すること。
- 2 国における施策の新展開など知的財産に関する状況変化に対応し、プランの見直しの必要性について検討すること。
- 3 その他、あいち知的財産創造プランを推進するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、知事が委嘱する委員20名以内で構成する。

- 2 委員の任期は2年とする。但し、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 協議会に、委員の互選により、座長を置く。

- 2 座長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、毎年度1回以上座長が招集し、座長がその議長となる。

- 2 協議会は、公開とする。ただし、協議会が次の各号のいずれかの事由により公開しない旨を決議したときは、この限りではない。

(1) 愛知県情報公開条例 (平成 1 2 年 3 月 2 8 日愛知県条例第 1 9 号) の不開示情報が
含まれる事項に関して調査審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障を生じると認められ
る場合

3 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(意見聴取)

第 6 条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見または
説明を聴くことができる。

(庶 務)

第 7 条 協議会の庶務は、愛知県産業労働部新産業課において処理する。

(雑 則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、座長が協議
会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 6 月 2 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 6 月 1 日から施行し、平成 1 8 年 4 月 1 日から適用する。

あいち知的財産創造プラン推進協議会委員名簿

(16名 敬称略・五十音順)

職 名	氏 名
日本弁理士会東海支部 副支部長	石田 喜樹
中部経済連合会 調査部長	牛田 光紀
(株)生方製作所 代表取締役社長	生方 眞哉
トヨタ自動車(株) 理事 知的財産部主査	江崎 正啓
名古屋大学 知的財産部長	笠原久美雄
中部大学応用生物学部 教授	小林 猛
名古屋大学大学院法学研究科 教授	鈴木 將文
愛知県 産業労働部長	富吉 賢一
弁護士	内藤 義三
中部経済産業局 地域経済部長	野口 哲男 奥田 昌宏 (平成19年7月まで)
本多電子(株) 代表取締役	本多 洋介
名古屋工業大学 客員教授 【座長】	盛田 謙三
(社)発明協会愛知県支部 常任理事	森田 隆
名古屋市 市民経済局産業部長	安井 孝治
(株)コボ 代表取締役	山村 真一
豊橋技術科学大学 客員教授	渡辺 久士

【用語の説明】

い

育成者権（いくせいしゃけん）

植物の新品種を育成した者について、「種苗法」に基づく品種登録により発生する権利。育成者権を得るには、農林水産大臣へ出願を行い、品種登録を受けなくてはならない。果樹等永年性植物は、登録後30年が権利期間。それ以外は、登録から25年が権利期間。日本以外の国で権利保護を受けようするためには、別途保護を受けようとする国に出願をする必要がある。また、権利保護期間は、その国により異なる。

意匠権（いしょうけん）

物品の形状や色彩のデザインの創作をした者に与えられる独占権。意匠権を得るには、特許庁へ出願を行い、審査を経なければならない。平成19年3月31日までに登録されたものは、登録から15年が権利期間。平成19年4月1日以降に出願されたものは、登録から20年が権利期間。日本以外の国で権利保護を受けようするためには、別途保護を受けようとする国に出願をする必要がある。また、権利保護期間は、その国により異なる。

インキュベーション（incubation）

インキュベーションは本来「孵化」の意。新規に事業を起こすこと人・企業を支援するという意味で使われている。

インセンティブ（incentive）

奨励金、報奨金の意。従業員の労働意欲を刺激するために、何らかの成果を出した者に対し、特別に支給されるもの。

く

クラスター（cluster）

クラスターとは、本来「ブドウの房」の意。転じて群や集団を意味する言葉として用いられている。

こ

コンソーシアム（consortium）

ある目的のために形成された、複数の企業や団体の集まりのこと。

コンテンツ（contents）

情報の内容。放送やネットワークで提供される動画・音声・テキストなどの情報の内

容を言う。

さ

産業財産権（さんぎょうざいさんけん）

知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の4つの権利の総称。

し

ジェトロ

独立行政法人日本貿易振興機構（Japan External Trade Organization：JETRO）の略称。経済産業省が所管しており、日本の貿易の振興に関する事業、開発途上地域の経済等に関する研究を幅広く実施している。

実用新案権（じつようしんあんけん）

物品の構造、形状に関する権利を保護する権利。特許とは異なり、形式的な審査のみを行う無審査主義を採用。平成17年3月31日までに出願されたものは、出願から6年が権利期間。平成17年4月1日以降に出願されたものは、出願から10年が権利期間。日本以外の国で権利保護を受けようするためには、別途保護を受けようとする国に出願をする必要がある。また、権利保護期間は、その国により異なる。出願方法としては、権利取得したい国の特許庁に直接出願する方法（パリ・ルート出願）と、各国の特許庁に直接出願するのではなく特許協力条約（PCT）に基づく国際的に統一された手続を経由させる方法（PCTルート出願）がある。

少年少女発明クラブ（しょうねんしょうじょはつめいくらぶ）

青少年の自由闊達な想像力を尊重し、科学技術に対する夢と情熱を育み、創造力豊かな人間形成を図ることを目的に活動しているクラブ。地元自治体、教育委員会、学校、商工会議所・商工会、企業等の他、発明協会の支援により活動を行っている。対象とする年齢層は各クラブにより異なるが、小学生から中学生が対象となっている。

商標権（しょうひょうけん）

商品や役務（サービス）を他者のものと区別するための標章（マーク）について、独占的に使用できる権利。商標権を得るには、特許庁へ出願を行い、審査を経なければならない。権利期間は登録から10年間であるが、更新することが可能。日本以外の国で権利保護を受けようするためには、別途保護を受けようとする国に出願をする必要がある。また、権利保護期間は、その国により異なる。出願方法としては、権利取得したい国の特許庁に直接出願する方法と、各国の特許庁に直接出願するのではなくマドリッド協定議定書に基づき、日本国特許庁へ国際登録出願する方法がある。

せ

先行技術調査（せんこうぎじゅつちょうさ）

発明の内容が既存の特許や論文として既に公表されたものでないかどうかを調べること。

ち

知的財産権（ちてきざいさんけん）

特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利の総称。

知的財産ポリシー（ちてきざいさんぼりしー）

知的財産権の取扱方針のこと。

知的所有権センター（ちてきしゅゆうけんせんたー）

地域における特許情報の利用・発信基地として、各都道府県に設置されているもので、中小企業等の技術開発を支援するもの。センターでは 特許情報の閲覧、特許情報の利用等に関する指導・相談が受けられる。また、センターには、特許流通アドバイザーや特許情報活用支援アドバイザーが配置されており、無料で相談が受けられる。愛知県では、県の産業技術研究所（刈谷市）内に設置されている。

著作権（ちよさくけん）

文芸、学術、美術、音楽の範囲に属する思想または感情を創作的に表現したものを保護する権利。模倣ではなく、独自に同じものを創作した場合は、その者にも権利が与えられる。著作権は、申請や登録等を経ることなく、創作と同時に権利が発生する。権利期間は、死後50年間（法人は公表後50年間、映画は公表後70年間）。

て

デジタルアーカイブ（digital archive）

絵画や文書を始め、有形・無形の文化資源等を、デジタル化して保存等を行うこと。デジタル化することによって、文化資源等の修復・公開や、ネットワーク等を通じた利用も容易となる。

デジタルコンテンツ（digital contents）

電子化された動画・音声・テキストなどのこと。

と

登録調査機関（とうろくちょうさきかん）

特許庁が特許審査するにあたり実施する、先行技術調査を請け負うことのできる機関のこと。従来、この業務の外注先は公益法人に限られていたが、平成16年に「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」を改正され、株式会社等でも業務が請け負えるようになった。一定の条件を満たすと、調査機関として特許庁に登録され、業務を請け負うことが可能となる。

特許権（とっきょけん）

新規な発明を創作した者に与えられる独占権。特許権は、出願しただけでは権利は得られず、別に審査請求をする必要がある。審査に通ると、出願から20年にわたり権利が与えられる。日本以外の国で権利保護を受けようするためには、別途保護を受けようとする国に出願をする必要がある。また、権利保護期間は、その国により異なる。出願方法としては、権利取得したい国の特許庁に直接出願する方法（パリ・ルート出願）と、各国の特許庁に直接出願するのではなく特許協力条約（PCT）に基づく国際的に統一された手続を経由させる方法（PCTルート出願）がある。

特許情報活用支援アドバイザー（とっきょじょうほうかつようしえんあどばいざー）

中小・ベンチャー企業等が特許情報を効果的に活用して技術開発や特許取得・管理業務を実施できるようにアドバイスする特許情報活用の専門家。

特許電子図書館（とっきょでんしとしょかん）

独立行政法人工業所有権情報・研修館が運営する特許、実用新案、意匠、商標の無料のデータベース。略称はIPDL（Industrial Property Digital Library）。

特許マップ（とっきょまっぷ）

特許情報を整理・分析・加工して図面、グラフ、表などで表したものの。

特許流通アドバイザー（とっきょりゅうつうあどばいざー）

円滑な特許流通の拡大と普及を図るため、都道府県の知的所有権センターやTLO等で、特許流通の相談や情報提供を行う知的財産権とその流通に関する専門家。

な

ナノテクノロジー（nanotechnology）

ナノメートル（nm：1メートルの10億分の1）で定義される物質を創製し、自在に制御し、またそれらの物質の性質や機能を組み合わせ、素材、IT（Information Technology）、バイオテクノロジー等の産業に生かす技術。21世紀の最重要技術と位置づけられ、学術的な研究分野として注目を浴びている。

の

ノウハウ (know-how)

公開されていない、秘密性のある技術的情報。特許出願すると技術内容が公開されるため、これを避けるために特許出願せず、ノウハウとして技術を秘匿するのモ一つの方法である。ノウハウが「営業秘密」として保護されるには、秘密として管理されていること、事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること、公然として知られていないこと、の3条件を満たす必要がある。

は

バイオ

バイオテクノロジー (biotechnology) の略で、「生物工学」又は「生命工学」などと訳される。生物の持っている機能を利用する技術のこと。

パテント (patent)

特許の意。

ふ

ファンド (fund)

投資信託などの形態で、投資家から委託を受けた資金の運用を投資顧問会社等の機関投資家が代行する金融商品。

へ

ベンチャー企業

ベンチャー (venture) は冒険の意。大企業が手がけにくい新規分野で事業展開を図っている企業のこと。

ベンチャーラボ

ベンチャー・ラボラトリー (Venture Laboratory) の略。ベンチャー企業の研究開発を支援するための施設。

ま

マニフェスト (manifesto)

宣言 (書)、声明 (書) の意。選挙における一種の公約の意味で使われることが多い。

ら

ライセンサー (Licenser)

特許等の知的財産権について実施許諾する者のこと。許諾を受けるものをライセンスー (Licensee) と言う。

ライセンシー (Licensee)

特許等の知的財産権について実施許諾を受ける者。許諾をする者をライセンサー (Licenser) と言う。

ライセンス (License)

特許等の知的財産権について、実施することを許可すること。

E

EPO (いーぴーおー)

欧州特許庁 (European Patent Office) の略称。欧州特許条約 (European Patent Convention) に基づき設立された地域特許庁。欧州特許庁は、特許のみを所管しており、意匠、商標は所管していない。

I

IPDL (あいぴーでいーえる)

特許電子図書館 (Industrial Property Digital Library) の略称。独立行政法人工業所有権情報・研修館が運営する特許、実用新案、意匠、商標の無料のデータベース。

J

JST (じえーえすていー)

独立行政法人科学技術振興機構 (Japan Science and Technology Agency) の略称。文部科学省の学術研究や共同研究の促進施策において中心的な役割を果たしており、地域結集型共同研究事業などの研究開発事業を展開している。

M

MOT (えむおーていー)

Management of Technology (技術経営) の略。新規事業の創出、技術革新を目指した技術の管理手法を供給する。技術を速やかに事業化するための人材育成に必要な教育として、産学連携施策の一環として MOT 教育が推進されている。

N

NEDO (ねど)

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (New Energy and Industrial Technology Development Organization) の略称。産学連携の促進施策において中心的な役割を果たす。経済産業省の補助を受け、大型の研究開発支援を実施している。

NPO (えぬぴーおー)

Non-Profit Organization の頭文字。「民間非営利団体」と訳される。営利を目的とせず、社会貢献を目的として活動する民間団体のことをいう。

O

OHIM (おーえいちあいえむ)

欧州共同体商標意匠庁 (Office for Harmonization in the Internal Market (Trade Marks and Designs), : OHIM) の略称。欧州共同体 (EC) 域内における意匠及び商標の登録機関。

T

TLO (ていーえるおー)

技術移転機関 (Technology Licensing Organization) の略称。大学の技術、アイデア、発明を評価・特許化し、適切な企業へ積極的にマーケティングを行い、技術移転に結びつける機関。

あいち知的財産創造プラン（改訂版）

発行年月 平成20年2月
編集・発行 愛知県産業労働部新産業課
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（460-8501）
TEL 052-954-6350（ダイヤルイン）
FAX 052-954-6977
E-mail shin-san@pref.aichi.lg.jp
URL <http://www.pref.aichi.jp/shin-san/>